

はばたき

親亡き後も安心して地域で生きるために
障害者の権利擁護システムを考える

川崎市社会福祉協議会 福祉基金助成事業

貼り絵「街の詩」明石徹之作



特定非営利活動法人

かわさき障がい者権利擁護センター

設立準備会発足 10周年記念誌

目次

はじめに「発刊にあたって」	NPO かわさき障がい者権利擁護センター 理事長 明石 洋子	… 2
寄 稿	川崎市副市長 三浦 淳	… 3
	川崎市議会議員 飯塚 正良	… 3
	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 会長 佐藤 忠次	… 4
	認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさ 理事長 須田 幸隆	… 4
	小山稀世・小山明子司法書士事務所 小山明子	… 5
	ぜんち共済株式会社 代表取締役社長 榎本 重秋	… 6
第1章 設立準備会 (平成19年)から(平成29年)まで		… 6
第1節	親の思い 親が元気なうちに「権利擁護」の仕組みを作ろう	… 6
第2節	「設立総会」	… 8
	設立趣旨書	… 9
第3節	「NPO かわさき障がい者権利擁護センター」設立記念式典 &記念講演会&ピアノコンサートの開催に寄せて」 設立準備会から10周年に寄せて 神奈川大学教授(元宮城県知事) 浅野 史郎	… 10 … 11 … 11
	10周年おめでとうございます 小川 典子(ピアニスト)	… 11
第4節	設立後の主な行事	… 12
第5節	現在の役員と当法人の概要	… 13
第2章 後見事業		… 14
第1節	権利擁護のサポート体制の構築に向けて「障害のある人の権利擁護 (成年後見)の課題と親を含めた市民が見守る仕組みづくりを」	… 14
第2節	「サポート体制の構築に向けて今、そしてこれから」	… 15
第3節	成年後見制度での当法人の役割	… 16
第4節	当法人の成年後見実施実績	… 21
第5節	実施事例	… 21
第3章 講演会・相談会・あんしんノート・コミュニティフレンドなど法人の取組み		… 26
第1節	講演会(詳細は別紙)	
第2節	模擬相談会「親亡き後のために、今すべきこと」	… 26
第3節	あんしんノートとコミュニティフレンドについて	… 29
第4章 今後に向けて		… 31
第1節	親亡き後も安心して地域で生きるために・寄稿文	… 31
第5章 津久井やまゆり園事件から考える		… 35
第1節	真の「共生社会」になるには :「津久井やまゆり園殺傷事件」から考える	… 35
第2節	「津久井やまゆり園事件」と権利擁護	… 37
第3節	新聞報道記事	… 38
編集後記		… 39

はじめに「発刊にあたって」

NPOかわさき障がい者権利擁護センター 理事長明石洋子

皆さま、こんにちは。いつも当法人にご支援ご協力を頂き、心より感謝いたしております。

特定非営利法人かわさき障がい者権利擁護センターは、2007年（平成19年）5月14日に第1回設立準備会を開催して、10年になろうとしています。

この度、当法人の様々な活動内容を、啓発も含めて皆様にお伝えしたく、またこの10年間ご協力いただいた方々への深い感謝の気持ちを込めて、権利擁

護の啓発情報誌「はばたき」を発刊することにしました。

これまでの活動記録を整理して、現在展開しています事業をご説明させて頂き、当法人の周知とこれからの方々の事業の方向性の確認と更なる発展を目指していきます。



この10年はあっという間に過ぎました。2007年から設立準備会を12回、設立委員会を2回開催後、2008年12月17日設立総会にあたる社員総会を開催し、念願の法人を設立しました。そして2009年（平成21年）4月6日に法人を登記しました。

6月14日、川崎市市民ミュージアムで設立記念式典と講演会（大石剛一郎弁護士）、6月21日同じく市

川崎市内の5つの親の会が自主的に集まって、「障害のあるわが子の、親亡き後も含め、一生涯にわたる権利を擁護する」目的で設立した法人は、全国的に珍しく、支援してくださる専門家から期待されて産声を上げました。当時（今も）、川崎市には障がい者の権利を専門的に擁護するセンターがありませ

権利擁護の一つが「成年後見制度」です。親として勉強しながら活用したいと思いました。親の会だけでは専門性が不足なので、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者の方々にも入っていただき、アドバイスと直接的・間接的な支援を受けて、現在も成年後見制度の実践をしております。

しかし親の会の会員（総勢1,850名）はアンケート

この度、さらなる前進をしたく、「何のために法人を設立させたか」設立当時のエネルギーを呼び起こし、停滞しているその殻をうち破るために、現在展開している事業の経過報告を皆様にお伝えして、さらなる活動と啓発を期待して、この冊子を発刊いたします。

全国的に類を見ない「親の会」が集まって設立した当法人の特徴を活かし、この法人が障害の有る

民ミュージアムで、設立記念ピアノコンサート（小川典子氏）を開催して、テレビや新聞でも取り上げられ、広く市民に広報しました。

そして現在（2017年4月末）までに、運営委員会64回、理事会17回、社員総会9回、開催しております。

んでした。「親亡きあと」の問題は「親あるうち」に運動したい、他人や行政にお任せするだけでなく、私たち自身が、この川崎でいつまでも我が子が安心して暮らせるようにしたいと、障がい者の人権を護る運動をしなくてはと決意して設立しました。

などには協力していただけましたが、この法人の日常的な活動を周知すること含め、法人の基盤と事業の方向を一致するのにかなりのエネルギーが必要でした。この10年、財政と人材の脆弱さから、思いはあっても事業の普及啓発が鈍く、遅々とした活動になっていました。

方々への大きな支えとなるよう、更なる事業展開をしていきたいと思っております。それには構成団体の会員はもちろん、地域での多くの一般市民の方々の共感を得るために不可欠と思い、この広報誌がお役に立てばと願っています。更に構成団体の会員及び地域の方々に、労力の支援や協賛金のご理解をお願いできれば嬉しく思っております。

寄稿

設立準備会から 10 周年に寄せて

川崎市副市長 三浦 淳

特定非営利活動法人権利擁護センター10周年、心よりお祝い申し上げます。

権利擁護センターは、平成19年に設立準備会がスタートされ、「市内の障害者及びその親等に対して、社会生活において発生する様々な権利侵害を未然に防止し、障害者等が地域の中で安全安心に暮らすことができるようする」との理念のもと、並木前代表や明石現代表をはじめ、各団体の役員の方々を中心に多くの皆様の御尽力により、弁護士や学識経験者、福祉の専門職の方々の協力も得ながら、素晴らしい活動をしてこられました。この間の皆様の取組が、本市の障害者施策の推進にも大きく寄与してきていくと感じています。

近年の障害者施策としては、障害者権利条約が国連で平成18年に採択され、19年に日本が署名、20年に条約が発効しました。これを受けまして国内では平成23年に障害者基本法の改正、24年に障害者虐待防止法の成立、25年には障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の成立といった法整備が行われ、平

成26年には障害者権利条約が締結され、障害者をとりまく環境整備が大きく進んだところです。

また、現在の川崎市の障害者の権利擁護に関する取組としましては、皆様の主要な取組である成年後見制度において、市民後見人の養成に努め、現在26名の方が研修を修了し、9名の方が選任されるなど、充実を図ってきています。今後、本市の施策を進めていくにあたっても、皆様と協力し、「障害のある人もない人も心豊かに、共に生きる川崎の街に」の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

最後になりますが、権利擁護センターのますますの御発展、並びに関係者の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



「障がい者権利擁護センター」設立準備会から 10 周年に寄せて

川崎市議会議員
飯塚正良

早いものですね！あれから10年、私たちがめざした“親なき後の成年後見制度の確立を！”という願いはどうでしょうか。思っていた程進んでいないのが実情かも知れません。とはいえ、川崎市もようやく市民後見人制度の確立に向け、一歩を踏み出しました。皆さんが出た一石が大きな波紋となってさらに広がっていくことを期待したいと思います。

2009年「障がい者権利擁護センター」の設立を祝って星野富弘さんを川崎にお招きしたらという提案がありました。私とは同郷の群馬県在住である星野さんと一緒にして友人を介して打診した所、快諾をいただきました。



たまたま当時の川崎市教育委員会の石川敏廣次長が同じ計画をお持ちでしたので話はとんとん拍子で進み「星野富弘展」と「障がい者権利擁護センター」の設立をタイアップすることができました。

もう一人10年の歴史の中で忘れられない人が故小山稀世さんです。小山さんはロータリークラブで御一緒でしたが、「障がい者権利擁護センター」を通じてさらに親しくおつき合いをさせていただきました。突然お電話をいただき、いきつけのお店でセンターの話から果ては原子力の話まで夜遅くまで議論させていただきました。小山事務所を無償で貸していただきました。感謝しています。

さて今日、障がい者を取り巻く状況は、津久井山ゆり園の事件を始めとして益々厳しく、障がい者はもとより親御さんにとってもつらいものとなっています。こういう時だからこそ、希望に向かって「上を向いて歩こう！」。「障がい者権利擁護センター」を拠点にみなさんが「共に生きる！」社会をめざして共に頑張りましょう。

結びに皆様の御多幸、御健勝を祈念して、設立10周年を祝うメッセージとします。

「かわさき障がい者権利擁護センター設立準備会から 10 周年をお祝いして」

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
会長 佐藤 忠次

特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターの 10 周年にあたり心からお喜び申し上げます。

かわさき障がい者権利擁護センターは、川崎市における障害のある方の福祉向上について先駆的な役割を果たし、地域社会に多大な貢献をされてきました。明石理事長様を始め、会員の皆様方、歴代役員の皆様方のこれまでの熱意と御努力にあらためて敬意を表する次第でございます。

かわさき障がい者権利擁護センターは、平成 19 年に最初の設立準備会、そして、翌年には法人設立と、時を置かず立ち上げられましたが、そこには関係の皆様の想いが感じられます。「障害のあるわが子の、親亡き後も含め、一生涯にわたる権利を擁護すること」を目指して、市内の 5 つの親の会が自主的に集まって設立されたと伺っております。

以来、成年後見事業の活動はもとより、勉強会や研修会、市民向けの公開講演会、啓発活動等、この 10 年間の積極的かつ幅広い取り組みは、全て、生まれ育った地域の中で安心して暮らしつづけることができる共生社会を目指した設立当初の想いを継承したものと存じます。

近年様々な福祉制度が変化し整備され、福祉サービスの利用は確実に広がってきています。高齢になっても、障害のある方であっても、必要なサービスを利用し、自分らしい生活を営むことは、誰もが持つ基本的な権利です。そのためにも成年後見の仕組

みは大変に重要となります。

一方で、障害に対する差別や偏見、誤った認識が解消されないままでは、様々な法律や制度が確立されても、地域の中で暮らすことの難しさは解消されません。かわさき障がい者権利擁護センターがこの 10 年で広く市民へ向けた啓発・普及活動に取り組まれてきたことには、大きな意味があると考えております。

私ども川崎市社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりのため、地域福祉活動の担い手として、本会会員や行政とも連携を図り、地域の福祉ニーズに柔軟に対応した事業の展開に努めていく所存ですが、かわさき障がい者権利擁護センターの皆様とも協働させていただきながら、さらに地域福祉を推進してまいりたいと存じますので、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

末筆となりますが、かわさき障がい者権利擁護センターの今後の活動に大きく期待するとともに、ますますの御発展と、会員皆様方の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、お祝いのメッセージとさせていただきます。



<かけはし>

認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさ
理事長 須田 幸隆

設立準備会から 10 周年、おめでとうございます。

神奈川県社会福祉協議会主催のかながわ NPO 法人連絡会に加盟する団体は、現在 10 団体あります。加盟順（多分法人設立順）に見ますと、NPO 法人かわさき障がい者権利擁護センター（以下貴団体）が 6 番目、私たちは 7 番目です。つまり貴団体は、私たちの兄貴分に当たります。

当たり前のことですが、各団体にはそれぞれの生き立ちがあります。私たちは、長年福祉事務所で生活保護の仕事を従事してきました。成年後見においても、主として資力の乏しい方をその守備範囲と思い定めています。縦軸を資力の多寡、横軸に家族力の高低を置く



とするならば、私たちの守備範囲は、左下隅角です。その後見業務の力点は、身上監護です。本人意思の尊重は、言うまでもありません。

これまでの活動の中で、川崎在住の方から人のつながりの縁で私たち法人に相談に来られた例があります。私たち法人としては、担当予定者とスーパーバイザーを決め、一旦動き出したのですが、最終的には弁護士さんたちのいる地元の貴団体に引き継ぐ判断をしました。相談者の立場を思い、異例なことだったと思うのですが単に情報を引き継ぐだけではなく、担当予定者も貴団体にコンバートする決断をしました。今、担当予定者となられた方は、両団体に所属しています。両団体のかけはしになられています。

今後の貴団体の益々のご発展を祈念しています。

亡き父の遺志を継いで

小山稀世・小山明子司法書士事務所 小山明子

障がい者権利擁護センター10周年おめでとうございます。小山稀世が急逝しこの大事な節目にいないことは残念ですが、父に代わりお祝いの言葉をお贈りできることを光栄に思います。

私は司法書士として仕事をする中で、認知症のご家族のこと、障害をもつご家族のことなど、多くの方が心配ごとを抱えていて、財産の管理や行政、法律的な手続きなどをどうしたらよいか相談先もわからない、という状況にいらっしゃることを知りました。相談できる場所、人、がいるということを知ること、情報を共有できるということは、支援する側にも必要とする側にもとても有意義だと思います。「知ること」「理解しあう」ことをまず第一に、それから適切な支援をする。これができる権利擁護センターの存在は市民にとって、私たちにとっても、とても重みのあるものだと思います。

まだまだ課題はたくさんあると思いますが、明石会長はじめ権利擁護センターの皆様のご活躍とます



ますのご発展を心より期待しております。



小山明子 司法書士事務所 HP より

小山稀世です。
小山事務所は私の祖父から約100年ずっと川崎で司法書士業務を続けておりまます。

司法書士の仕事は不動産の売買や相続、会社の登記など比較的資産のある方達のための仕事と思われがちですが、近年司法書士が法律相談を受けたり簡易裁判所の裁判手続きができるようになってからは、お金がないなど、社会的弱者といわれる方達からの相談も多くなっています。
私は高齢者や障害者、また貧困などで社会的に困っている人達のためにできるだけ多くの時間をとっていけるよう心がけています。

小山先生を偲んで

副理事長 山崎 健一

設立当初から当法人にご尽力を頂きました。
私の最初の印象は「背が高く、恰好の良い人だな」でした。
体調があまり優れず、お忙しい中でも積極的に会議に参加してくださりたくさんご助言を頂いたことを記憶しています。

「僕は障害のことについてあまり理解していないので、各親の会の立場から勉強会をしてみてくれませんか」と意見を頂いたことをきっかけに、親の会5団体で順番に勉強会（障害を語る会）を実施しました。

これは、私たち親の会にとってもお互いを理解しあう良い機会になりました。

また、成年後見の個別相談会で場所をどうしようかという話になると、自分の事務所を快く貸し出してよいと申し出してくれました。

そればかりか、「外からも分かるように」と法人の名前まで入口に大きく書いてくださいました。私たちは小山先生に甘えてばかりではいけない、先生が私たちに期待する気持ちに何とか応えなければと、心新たにしたことを覚えています。

しばらくして体調を崩され、施設に入所されていることをお聞きし、前理事長の並木氏と昨年3月20日にお見舞いに伺った時のこと、介護保険の問題をお話しされていました。自分のことだけでなく、そこに働く職員の労働条件のことも熱く話されていたことを覚えています。

正義感が強く、人のために生きている姿を強烈に印象付けられました。復帰後はまたご協力いただけたと思っていましたが、その一ヶ月後にこの世を旅立ってしまいました。

正義感だけでなく、その信念の強さ、行動力は真似できませんが、小山先生の遺志を引き継いでいきたいと思います。

娘さんの小山明子先生も引き続き温かく見守って下さることを心より感謝申し上げます。

準備会から 10 周年に寄せて

ぜんち共済株式会社
代表取締役社長 榎本 重秋

「かわさき障がい者権利擁護センター」が設立 10 周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

平成 20 年 12 月「成年後見制度の利用普及と有効活用を図りながら、生まれ育った地域の中で安心して暮らし続けることができる共生社会を目指す」という崇高な目的を掲げられ設立されました貴法人が、以来、様々なご事業に取り組まれ、個々の障がい特性を理解し、ご本人の意思決定に真剣に向き合われてこられましたことに深く敬意を表します。

『ともに助け ともに生きる』同じく共生社会を目指して障がいのある方の権利を擁護する保険を提供している弊社にとりましては、円満な事故解決には、貴法人のように高い理念をお持ちで志を同じく

する支援機関との連携が必要不可欠です。ここに 10 周年を迎えることを、誠に心強く思っております。

日頃から弊社業務に多大なるご支援とご協力をいただいている上に、設立された年が弊社の事業開始と同じ年であることもあって、我が事の様に嬉しく思います。これからも障がいのある方々に寄り添い、共生社会の実現に向け、益々ご事業が拡大発展されることを心より御祈り申し上げます。そして、志を同じくする者として、末永く共に歩まれんことを念願いたします。



第 1 章 設立準備会（平成 19 年）から（平成 29 年）まで 第 1 節 親の思い 親が元気なうちに「権利擁護」の仕組みを作ろう

NPO かわさき障がい者権利擁護センター理事長 明石洋子

私が全日本手をつなぐ育成会の編集委員や評議員をしていた当時、「機関誌手をつなぐ」の 2007 年（平成 19 年）5 月号の特集「育成会 R（再生）その後」に下記の原稿を載せました。

この思いで、当かわさき障がい者権利擁護センターを設立することになり、ご尽力くださいました方々に心よりお礼申し上げます。

第 1 章の最初にその（親の思い）を載せさせていただきます。

※10 年前（2007 年）に書いたものです。



「親の元気の素はわが子の笑顔」 ～親亡き後も笑顔が消えないよう、権利擁護の仕組みを親の会で～



「障害が不幸と思えるのは、生きる場が狭まられているから。生きる場を広げる運動を」

今から 32 年前、わが子に障害があると言われた時、「不幸な子を持つ不幸な親」と絶望しました。障害すなわち「できない」ことを「できる」ようにしなければ幸せにならないと思い、「障害を治そう」と言葉の特訓などしたのですが、結果は、言葉の獲得どころか、問題行動が増えて人嫌いになっただけ。「自閉症も知的障害も治らない」と悟り、わが子の生きる場は施設と覚悟しました。ところが、専門家から「ノーマライゼーション」の思想を、さらに脳性まひの方の「当事者性」を学び、「施設でなく地域」「同情より支援」という考えに変わり、入所施設ではない選択肢を広げたいと願うようになりました。

障害があること自体が不幸なのではなく、障害ゆえに生きる場が狭まれてしまうのが不幸と気がつき、生きる場を広げよう、少しでも多く、地域の人と触れ合う場をと願いました。

そうして障害児の保育園入園運動、就学先の選択権の保障、高校進学、就労の拠点の作業所づくり、グループホーム、サポートセンター、障害者の働く場の開拓等、「自分らしく生きる」ための運動を展開してきました。

少しでも多くの選択肢を用意することが親の会の運動だと思います。

「差別や偏見は知らないから起こるのです。正しい理解と適切な支援を願って、市民への啓発活動を」

今、施設の中での訓練から、地域の中で「支援あっての自立」になりました。地域で生活するには多種多様なニーズに対する支援が必要です。フォーマルな支援だけでは足りません。地域の方々のインフルオーマルな支援も必要です。

「隣で暮らしても当たり前・隣で働いても当たり前」となるには、隣人の「心（意識）のバリアフリー」が欠かせません。差別や偏見は「知らない」から起きるようで、まずは「知って理解する」関係ができることが不可欠です。

30年以上前に、「ノーマライゼーション」の思想を理論武装して「知ってもらう」ために、わが子と共に地域に飛び出しましたが、クラスメートも近所の方たちも「変わった行動をする子」に最初は戸惑いながらも、日々接するうち、「ちょっと違った子」に

「障害のある人への適切な支援があってこそ真の平等が成立します。

知恵と工夫を積み重ねての支援をしながら、差別のない街づくりを」

ノーマライゼーションとは、社会のあり方を言うのであって、いろいろな人がいてみんな一緒に暮らしていく社会が正常な社会で、障害を持つ人を訓練してノーマル（普通）にすることではありませんね。ただし、障害のある人にはその障害に対する支援が必要で、その支援があつてはじめて、真の平等が実現します。

わが子の場合は、思いを育み、思いに寄り添うためには、「具体的・視覚的・肯定的」がキーワードの支援をしなくてはなりませんでした。例えば自閉症の特徴と言われた「パニック」は本人の問題でなく、周りのかかわり方のまづさから起ると気づき、むしろ「パニックは意思のある証拠。思いを育てるチャンス」と捉え、否定的なしきり方をせずに、具体的視覚な方法で選択肢を並べ、意思の確認をしてき



「親亡き後も地域で自分らしく暮らすために、権利擁護の仕組みを」

さて親亡き後も地域の中で安心して生きていくことができるかというと、現状では、サラ金や悪徳業者、虐待などさまざまな権利侵害にあう可能性があります。

福祉サービスも、本人の自己決定を尊重した個別支援で本人主体の「契約による支援」になりました。判断能力が不十分な私たちの子供は、適切な福祉を自ら得るのは困難です。

また日常生活においても「契約」による取引社会の中で被害を受けることにもなりかねません。その為に「成年後見制度」が導入され、「契約」などの法律行為における支援する仕組みができましたが、後見人を決めたからと言って、親亡き後も安心かといふと、今の制度のままでは不十分です。

興味と共感を覚え、理解者・支援者になりました。

人は皆違います。「違い」を受け入れるには想像力が必要です。想像力を働かせることは、感性を育み、人間性豊かな多様な価値感をもつ人を育てるようです。

コーヒーのコマーシャルではありませんが、「違いがわかる人」、さらに「違いを楽しむ人」は、最高に魅力的な人ですね。子ども時代から自分と違った人と接することは人間形成にとても大切だと思います。また自然と付き合い方も身につくでしょう。人が皆、金太郎飴みたいに「同じ」では面白みも感動もないですね。

どんどん社会に出て「違ってOK」のバリアフリーの社会になるよう運動しましょう。

ました。

選択ができるようになった彼は「高校に行きたい」「清掃車に乗りたい」と自己決定をしたのです。私が「高校に行かせたい」「公務員にさせたい」と言ったら、それこそ「高望みをして、無理をさせる」と非難されたことでしょう。



本人が自分の道を自分で決め、失敗しながらも「やる気」満々でチャレンジするのです。

周りは共感し、支援のネットワークが広がり、前例のない道も本人の熱い思いで開拓できました。皆様のご支援に感謝すると共に、子育ては、「できる」ことを目的にするのではなく、「自分で自分の生き方を決める力を育む」ことと思いました。

「親亡き後も地域で自分らしく暮らすために、権利擁護の仕組みを」

普通の暮らしの常識や感性があり、障害特性やニーズを理解し、本人の「思い」に寄り添った支援ができる人に日常を託したいと思います。

このような人材育成を含め、親の会が権利擁護者になって法人後見ができると嬉しいですね。まずは親たちの意識改革や資質向上が必要となるようです。親亡き後、わが子が自分の思いや考えを人に伝えられないために、自分の権利や利益をゆえなく奪われたりすることのないよう、後見支援を受けながら、持てる力を発揮し自分らしい生活ができるよう、親が元気なうちに「権利擁護の仕組み作り」を川崎の親の会では運動したいと願っています。ご協力お願いします。

（平成19年4月記）

第2節 「設立総会」



平成20年12月17日、川崎市役所第2庁舎にて、司会明石洋子、議長並木隆で設立総会を開催しました。

※下記は設立当時の役員名簿です。

特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センターに就任する役員・社員及び関係者の主な役職名

氏名	主な役職名
明石 洋子	川崎市自閉症協会 会長 薬剤師
荒井 敬八	社会福祉士
飯塚 正良	川崎市市会議員
池谷 英子	財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会 副理事長
石橋 吉章	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科 大学教授
伊関 照子	財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会 副理事長
浦田 耕作	行政書士
大石 剛一郎	弁護士（東京弁護士会）
太田 公子	川崎市市会議員
加藤 太重	特定非営利活動法人 あやめ会（川崎市精神障害者家族会） 副理事長兼事務局長
神田 誠司	税理士
木村 秀夫	公認会計士
小泉 和子	川崎市重症心身障害児（者）を守る会 会長
小山 稔世	司法書士
斎藤 悅子	川崎市自閉症協会 事務局長
佐藤 泰彦	ソレイユ川崎保護者会 副会長
田口 ひろ子	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会計
谷口 久美	川崎市重症心身障害児（者）を守る会 事務局長
並木 隆	財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会 理事長
桧垣 孝博	特定非営利活動法人 あやめ会（川崎市精神障害者家族会） 副理事長
弘山 万里子	川崎市自閉症協会 会計
星野 ノリ	特定非営利活動法人 あやめ会（川崎市精神障害者家族会） 理事長
堀川 幸夫	行政書士
宮本 善夫	財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会 評議員
山崎 健一	川崎市重症心身障害児（者）を守る会 副会長
結城 眞知子	財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会 評議員
渡辺 洋太郎	司法書士・行政書士

設立趣旨書

現在我が国の福祉社会を取り巻く環境は、経済状況の長期低迷及び国際的金融関係の大混乱による不透明さから、国家財政及び地方財政事情も含め、大変厳しい時期を迎えております。

法的な支援環境としては、「社会福祉基礎構造改革」という理念に基づいて、介護保険法及び支援費制度が措置から契約にと移行しました、しかも支援費制度はこれが財政破綻により、利用者が利用料の1割を負担するという障害者自立支援法に引き継がれました。この障害者自立支援法は、障害者本人が利用するサービスを選択し、自己責任の下に事業者と契約する制度となっています。

川崎市でも、川崎市障害者保健福祉計画「新・かわさきノーマライゼーションプラン」の概要において、国の障害者自立支援法の主旨に沿い、「地域での自立した生活の推進」、「利用者主体（自己選択・自己決定）の支援」、「やさしいまちづくりの支援」、「利用者支援システムの構築」、「総合的なリハビリテーションシステムの構築」、「地域生活を支える総合的支援の推進」、「安心して暮らせる住まいづくり」、「ともに暮らすまちづくり」、「うるおいのある暮らしの充実」、「権利擁護・サービスの質の向上」、「理解と共感・市民参加の推進」等を実施することが計画され、この基本的な重点課題等の目的達成のためにあらゆる取り組みを展開しています。

このような状況の下で、障がい者の権利擁護を積極的に推進するために、川崎市内の各障がい者の親の会とそれをサポートする専門家などが連携・協力し、成年後見制度の利用普及と有効活用を図りながら、生まれ育った地域の中で安心して暮らし続けることができる共生社会を目指し、この「特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター」を設立するものであります。

このセンターの主な活動としては、判断能力が不十分な方の権利擁護を行うことを主な課題に据え、地域社会の中で、安心して暮らしていくように成年後見制度による生活支援（身上監護・財産管理）を行うことを中心として取組み、障がい者本人及び関わる人びと誰もが、いつでも気軽に利用できる各種の相談事業を行います。

また、後見人等（市民後見・複数後見）の養成事業のための研修会を開催することを目的に設立するものです。

平成20年12月17日
法人の名称
特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター

第3節 「NPO かわさき障がい者権利擁護センター」設立記念式典 &記念講演会&ピアノコンサートの開催に寄せて」

(当時の様子を「明石通信」より)
副理事長（当時） 明石洋子

2009年4月6日、「かわさき障がい者権利擁護センター」がNPO法人としての認証を受けスタートしました。当センターは、川崎市内の「障害のある子を持つ親の会」5団体と社会福祉士、司法書士、行政書士、弁護士等の専門家が連携協力し、成年後見制度の利用普及と有効活用を図りながら、親亡き後も生まれ育った地域の中で安心して暮し続けることが出来る

共生社会を目指して、設立しました。



6月14日（日）、川崎市市民ミュージアム映像ホールにて、曾禰副市長列席のもと、9時45分から設立記念式典が、10時半から記念講演会が、開催されました。会員の皆様にご連絡いたしました

たしておりました案内チラシの講師、浅野史郎前宮城県知事が、6月4日に病気治療のため入院されましたので、講師は大石剛一郎弁護士に変更になりました。

この件に関しましては、5月下旬に、浅野氏から「6月に入院治療するので記念講演が出来ない、申し訳

先立っての式典の方は、飯塚正良先生から設立にいたるまでの経過や式典の場所の変更等についてのお話、並木理事長から皆様への感謝と今後の活動方針の説明があり、来賓の挨拶に続いて、役員と来賓の方が一緒に、クス玉を割り、明石のお礼の閉会の挨拶で式典は無事終了しました。

ついで6月21日（日）は、市民ミュージアムの逍遙空間で、星野富弘展の閉館後の夕方6時から小川典子さんのピアノコンサートのタベを開催しました。モニュメントに彩られた広い空間の中央に置かれた、世界で数台しかない最高級のピアノでの、小川さんの力強いすばらしい演奏は皆様の心を豊かにしたことでしょう。小川典子さんはジェイミーのコンサートを主宰されているピアニスト。6月4日（木）にも、第8回ジェイミーのコンサートがミュージアムで開かれ、今回も、私は自閉症のお話を聞く機会を頂きました。ジェイミーママさん（自閉症児の親）の心の栄養補

ない」とのご連絡を頂き、病名（白血病）をお聞きし、ビックリいたしました。「内密に」とのことでの浅野さんに代わる講師を（知人を驚かせながら）探しましたが、皆様ご都合がつかず、当法人の理事の大石先生にご無理を言って記念講演をお願いしたいです。大石先生には「親亡き後の障害者の権利擁護」に関し、実際に障害者の弁護に関わる具体的な事例「宇都宮事件」を元に、「地域社会の中での人権擁護」について分かりやすくお話をいただきました。大切なことは、本人の周りに必要なネットワークを作ること。地域におけるネットワークを探す、作る、組み立てる役割として、「NPO かわさき障がい者権利擁護センター」の活躍を期待したい、一緒にがんばりましょう…との力強いエールを頂きました。

給だけでなく、来場されている市民の方々へ啓発する機会をくださっている最高の支援者です。今回のチャリティーコンサートの依頼にも、イギリスから、心よく「OK！」のメールを頂き感謝です。小川典子コンサートと同時開催しています星野富弘展に添って、ムソルグ斯基の「展覧会の絵」を演奏曲5曲の中にいれてくれたり、絵を鑑賞した後の会場の皆さん的心に深く響くコンサートでした。



設立記念コンサート

ピアニスト 小川典子
チャリティーコンサート

・2009年6月21日(日) 18時～ (17時30分開場)
＊川崎市市民ミュージアム道徳展示空間
主催 NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター

NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター

設立記念コンサート

小川典子コンサート

日 時：6月21日(日) 開場：午後5:30
開演：午後6:00
入場料：2,000円 ピアニスト：小川典子 定員300名
会 場：川崎市市民ミュージアム道徳展示空間

星野富弘氏
一枝の花といえ

本券で川崎市市民ミュージアムで開催中の星野富弘展に1人一回入場出来ます。
会期：2009年6月6日(土)～28日(日)(月曜休館)
時間：午前9:30～午後5:00(入館は午後4:30まで)
※6月6日のみ午前11:00から開館
＊5月5日のみ午前11:00から開館

星野富弘氏
一枝の花といえ

本券で市民ミュージアムで開催中の星野富弘展に1人一回入場できます。
会期：2009年6月6日(土)～28日(日)(月曜休館)
時間：午前9:30～午後5:00(入館は午後4:30まで)
＊5月5日のみ午前11:00から開館

講師：浅野史郎前宮城県知事の名前が印刷された“幻のチケット”

設立準備会から10周年に寄せて

神奈川大学教授（元宮城県知事）浅野 史郎

私が現在理事をしています「川崎自閉症協会」の会長の明石洋子さんから、「権利擁護センターを立ち上げるので、記念講演をしてくれませんか」と頼まれたのは、平成20年秋の事でした。快くオーケーしたのですが、その後、21年5月にATL（成人T細胞白血病）という大変な病気が見つかって、即入院ということになりました。そのため、21年6月の記念講演をお断りせざるを得ませんでした。直前のキャンセルでしたので、明石さんは代りの講師を探すのは大変だったことと思います。

障害児者の権利擁護という問題については、私としても大きな関心を持っていましたので、センター立ち上げの際に講演をすることは光栄なことであり、ぜひやらせていただきたかったのですが、病気のため断念せざるを得なくなりました。幻の講演では、

「周りの人たちは、障害児者のことを正しく理解して欲しい。それが障害児者の方々の権利を守ることの第一歩になる」ということから始めようと思いました。

記念講演はできませんでしたが、権利擁護センターは立派に立ち上がり、今や、障害児者の方々の権利を守ることでは大きな役割を果たしています。権利擁護に向けての戦いは、まだ終わっていません。病気から回復した今、私としては、これからもその戦いにおいて少しでもお手伝いしたい、そんな気持ちで権利擁護センターの活動を見守っています。



10周年おめでとうございます

小川典子（ピアニスト）



私が、現理事長明石洋子さんと親しくお付き合いさせて頂いているきっかけは、「ジェイミーのコンサート」という、自閉症児を持つお母さん方のためのコンサートです。私が学生時代、ロンドンの下宿先のイギリス人音楽家夫妻に自閉症のジェイミー君がいました。その時自閉症のお母さんの子育ての大変さを痛感しました。それで「ジェイミーのコンサート」と銘打って、自閉症のお

子様が学校や施設に行っている平日の昼に、お母さんに一流の演奏をお約束して「子育てに向かうエネルギー（心の栄養）を」と考え開催しました。川崎市とミューザ川崎のご協力を得てスタートしましたが、肝心のお母さん方の参加者が数人で、2回目に明石さんにご相談したら、「自閉症児の親のレスパイトだけでなく、来場された多くの市民の方々に自閉症の理解と支援の『啓発』も兼ねたら」とアドバイスをいただきました。明石さんに演奏前にミニ講演とお茶会時の相談役をしてもらっています。今ではご来場の半数はお母さん方で、皆さま「元気になつ

た」と喜ばれています。今年4月6日は第15回目。川崎市自閉症協会と共に、「世界自閉症啓発デー」のイベントにもなっています。

さて7回目が終わったころ、明石さんから「市民ミュージアムでピアノ演奏をしてくれませんか」と頼まれ、「NPOかわさき障がい権利擁護センター」の設立に関わることになり、皆さまと知り合う機会となりました。

家族内に障害のある方がいる人も、いない人も、

私たち皆が関心を持ち、ご本人たちをもう少し理解できていれば、あたりまえに共に暮らすことが出来るのではないかと思う。「NPOかわさき障がい権利擁護センター」の皆さまと一緒に、川崎市民の方々が、さまざまな個性（障がい）をお持ちの方々と、心の中の垣根を取りはらい、新しい考え方方が広く浸透してほしい…そう願わざにはいられません。今後の活躍を期待しております。

第4節 設立後の主な行事（第3章及び別冊にて詳しく述べます）

理事長 明石洋子

設立準備会時も含めて、専門家に各親の会の「障害特性」の理解を共有するために、「意見交換会兼障害を語る会（学習会）」を5回開催しました。

知的障害を持つ親が自閉症等の発達障害や、精神障害、肢体不自由、重心等、我が子の障害と違う他の障害特性を知る良い機会になりました。

更に、役員や会員対象に学習会や研修会を開催しました。

秦野市総合福祉サポートセンター香坂氏やNPO法人PASネット上田理事長から全国の権利擁護センターの実態や先駆的な活動をお聞きし、権利擁護活動については白梅女子大教授でPandA-J主催の堀江まゆみ氏、成年後見制度については東大市民後見制度養成講座主催の東大准教授の宮内康二氏、千葉の船木美香氏をお招きしてお話を聞きました。

サポートノート作成について横浜の三人会、また（株）ファーコスの「薬と成年後見制度」の勉強会を薦

大きな行事として2011年12月24日に権利擁護地域フォーラムを、川崎市総合福祉センター大会議室（定員200名）で開催し、関東各地から実践例を発表しあい、ネットワークが構築されました。

その前年、2010年1月9日千葉「権利擁護支援フォーラム㏌銚子」に参加して、先駆的な例を知るためにもネットワークの必要性を痛感しました。

そして最近は南部、中部、北部と各地区ごとの模擬相談会を開催し、会員や一般市民の方々に情報提供いたしております。

これら詳しい実践内容は後続の各章にてご報告いたします。

本来の目的の成年後見制度については、法人部会の実践として、現在3人の後見を実践しており、4人目の申立準備をしております。詳しくは第2章にて報告いたします。専門家以外に市民後見人養成（市社協あんしんセンター）がなされており、まだまだ担い手が不足しており、全会員が制度利用は難しい現状です。

障害団体は、時には自分の会の利益を考え、他の障害と利益がそろ反する場合に意見が衝突することもあります。お互いに「困ったこと」を理解した良い機会になりました。そのため親の会代表者会議も適宜行いました。

剤師の阿部修治氏を講師に数回開催しました。

身近な支援者である当会理事の大石剛一郎弁護士や成年後見法学会理事の小嶋珠実氏から成年後見制度について数回開催。

コミュニティフレンドについてPACガーディアンズの松本智子氏、虐待については川崎市障がい者相談支援専門員協会の渡邊まゆみ氏等々、多くの支援者のご協力のもと開催できました。

また「相談会」は2011年11月10日から、小山事務所にて相談会の窓口を作り、2015年まで定期的に開催しました。

また、ダウン症の名児耶匠氏の「成年被後見人選挙権回復を求める裁判」を傍聴ならびに集会（司会も担当）に参加しました。その後知的障害のある自閉症の、「安永健太さん死亡事件」や、成年後見制度を使ったために吹田市職を辞めることになった塩田さんの「被保佐人公務員復職裁判」など、大阪や東京集会にも参加して、全国的にも権利擁護の運動を支援しています。

また最近では「相模原やまゆり園事件」については、当法人でも声明文を出し、記者会見を行いました。この件は第4章で詳しく述べます。

また利用の前に知的障害者が利用するには成年後見制度は課題が多く、欠格事項の存在や長期間の報酬支払いの負担など、利用を躊躇せざるを得ません。

むしろ成年後見制度を「使わないで権利擁護できる仕組み」の構築を提案するのも、当会の運動と考えております。皆さまと共に考え、検討し、提案していきましょう。

第5節 現在の役員と当法人の概要

団体名：特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター

1. 事業主体 特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター
2. 所在地 (〒210-0844) 川崎市川崎区渡田新町 2-2-20-504 メールアドレス kawaken2146@yahoo.co.jp
3. 設立経過 親の一番心配事であります親亡き後も、地域において有意義な生活を送ることが出来る支援体制を整えたいと思い、このことがきっかけに運動が始まり、懇意にしていた市会議員を始め権利擁護の専門的な関係者を中心にして、川崎市内の親の会 5 団体（会員数約 1,850 名）の代表者に集まってもらい、障害者の権利擁護について考え、専門家の知恵をお借りしながら会議を重ねた。手始めに 5 団体の会員に、成年後見制度についてのアンケート調査を行い、成年後見制度についてどのようなニーズがあるかについて調査し、調査結果を参考にして平成 21 年 4 月、特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターを設立した。
4. 財源、運営方法
 - 1) 財源 正会員個人 (1 口 2,000 円)、正会員団体 (5,000 円)、賛助会員については個人 (1 口 1,000 円)、賛助会員団体 (1 口 3,000 円)、寄附金等約 30 万円、そのほかに市内法人に対して寄附金の呼びかけを行っている。
 - 2) 運営方法 理事 9 名（障害のある人の家族〔親の会代表者〕4 名、弁護士 1 名、社会福祉士 2 名（内 1 名は親の会代表者）、大学教授 1 名） 監事 2 名（公認会計士、税理士）
理事会、運営委員会、後見事業部会。実質的には随時開催をする運営委員会が運営主体になる。
*有給の職員はいない。
5. 事業内容
 - 1) 権利擁護のための家族研修及び市民啓発活動
 - ・市内の障害者の家族、障害者関係事業所などを対象とした模擬相談会などの研修の実施
 - 2) 権利擁護のための相談活動
 - ・模擬相談会の後などに個別相談会を実施
 - 3) 権利擁護のための本人支援及び支援者養成活動
 - ・「たかつコミュニティーフренд」の開催 *障がいのある人とない人の出会いの場を提供するとともに、障がいのある人とない人の友だち作りの一助とするための活動
 - 4) 成年後見制度の利用支援活動：成年後見事業の利用を検討している人への助言や手続き支援等
 - 5) 法人後見等の受任（平成 29 年 1 月現在 3 件：父親との複数後見 1 件、保佐 2 件）

特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター 役員名簿

平成 28 年 7 月 1 日現在

役名	氏名	所属団体名
理事長	明石 洋子	(一社) 川崎市自閉症協会会長・社会福祉士・薬剤師
副理事長	山崎 健一	川崎市重症心身障害児（者）を守る会会長
副理事長	美和 とよみ	川崎市育成会手をむすぶ親の会副会長
理事	石橋 吉章	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会長
理事	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授
理事	浦田 耕作	行政書士会
理事	大石 剛一郎	木下・大石法律事務所・弁護士
理事	佐藤 泰彦	川崎市重症心身障害児（者）を守る会
理事	田部井 恒雄	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会・社会福祉士
監事	大里 慶三	公認会計士大里慶三事務所・公認会計士
監事	朝倉 文彦	朝倉文彦税理士事務所・税理士

第2章 後見事業

第1節 権利擁護のサポート体制の構築に向けて

「障害のある人の権利擁護（成年後見）の課題と親を含めた市民が見守る仕組みづくりを」

理事長 明石洋子

障害者権利条約を日本が2014年（平成26年）1月20日に批准して、福祉は「本人中心主義」になり、障害も医学モデル（障害は本人の問題）から社会モデル（参加を阻害している社会の問題）と大転換し、「意思決定支援」や「合理的配慮」が福祉のキーワードになりました。

「意思決定支援」とは、人権擁護の視点を持って、社会的障壁を取り除き、合理的配慮を実践して、本人の意思を固めてもらい、行動してもらう。そのための支援ですね。

自分らしく生きる基本は、自分が何をしたいか、すなわち鍵は、「自己決定」です。「自分が何をしたいか」を表現できるよう、周りが支援することが大事になります。まさしく意思決定支援です。平成27年10月1日に、日本弁護士連合会の全国大会が幕張メッセで開催され（明石徹之が「講演1」をしましたが）、その大会テーマは「成年後見制度から意思決定支援制度へ」でした。

現行の成年後見制度の「後見類型」は後見人が本人に代わって意思を代行する「代行決定」となり、知的障害者にとって、永い人生において本人の意思を確認しないでいいこの制度は、権利条約にも抵触する（人権侵害になってしまふ）恐れもあります。

しかし本人の気持ちに寄り添うには、長期にじっくり付き合う、信頼関係を作る、支援方法を工夫する（支援のスキルの獲得）等々、時間と労力がかかります。現行制度で後見人等にできるでしょうか？

また知的障害者にとっては、認知症になった高齢者と違って、親に親権がなくなった20歳以降平均寿命までの長期間になり、報酬の面でも財力がありません。支援も「財産管理より身上監護」が大になりますが、現行の「成年後見制度」は、この点においても使い勝手が悪いように思えます。

右の表は、平成29年3月18

日に「成年後見制度シンポジウム」（川崎市社会福祉協議会主催）で基調講演を行った明石のスライドの一枚です。知的障害者が成年後見制度を使いづらい理由（10項目）を挙げています。昨年春に制度化された「成年後見制度利用促進法」（議員立法）の見直し案で改善できるものなどを書いたものです。見直し案でも難しいのは、①と⑤と⑨で、特に⑤が問題となります。改善策を考えていきたいと思います。

知的障害者の権利擁護は、市民後見人をはじめ地域住民が行い、必要に応じて、弁護士や司法書士や社会福祉士等専門家の登場を仰ぐというような仕組みがいいと思います。

「市民後見人」という言葉が、「地域づくり・町づくり」のキーワードとして、「地域を耕し、心を耕す」機会になればと思っています。

親たちが設立した当法人の活動は、全国的にも前例のない運動ですが、現行の仕組みで実践しながら、課題を整理していくたいと考えております。アンケート等で真のニーズを把握しながら、（成年後見制度を使わなくても）「親亡き後も安心して暮す」仕組みづくりを考えていきましょう。地域住民の協力は不可欠ですから、地域の方々への啓発普及活動をして行きましょう。皆さまのご理解ご支援を心より願っています。

成年後見制度の課題とその見直し

① 本人が望んでいない。

② 申立手続が面倒である。

→申立手続を支援する活動の普及

③ 成年後見人等をつけると、預金の引出しや生活費の支出等いろいろな面で手続が面倒になり、不便になる。

→預金引出しその他の手続面の改善

④ 「欠格条項」によって、権利が制限される可能性がある。

→欠格条項撤廃の取り組み

⑤ 本人（成年被後見人等）の意思はあまり大事にされない。

⇒補助類型にする。法人後見（複数の目と継続性がある）。市民後見（市民の価値観）

⑥ 成年後見人等の職務範囲は限られており、必要なことを十分にしてくれない。

→医療同意、郵便物の開封、死後の手続き（民法改正）

⑦ 成年後見人をつけるとお金がかかる。

→成年後見制度利用援助事業などの普及・改善など

⑧ 財産を横領される危険さえある。

→不正防止の取り組み

⑨ 一度つけたら、ずっとついたままになってしまう。

⑩ 成年後見人等をつけようにも、適当な人がいない。

→市民後見などの育成

⇒利用促進法で、見直し（上記以外に、「保佐」「補助」の利用促進・任意後見制度の活用・成年後見等実地機関の育成及び積極的活用等あり）

第2節 「サポート体制の構築に向けて今、そしてこれから」

理事（木下・大石法律事務所 弁護士）大石 剛一郎

1 前世期（保護される障害者）

20世紀が終わる直前まで、障害者がどのような福祉的な支援を受けるかについては、行政が決めていた（措置制度）。そして、意思表示をする力が十分でない障害者は、自分の権利を守るために支援の制度（禁治産制度）につながりにくい状態に置かれ、その権利の確保・実現は、概して周囲の人の意向に委ねられていた。そして、障害者に対する虐待や差別の防止・禁止は、専ら倫理・道徳に委ねられていた。

2 今世紀（「権利擁護」のシステムの整備）

20世紀最後の年（2000年・平成12年）以降、障害者に関する法律・制度が次々に作られ、形としては、障害者はどのような福祉的な支援を受けるかを（行政ではなく）自分で決められることになり、重要な意思決定について援助・代弁してくれる人につながりやすくなり、障害者に対する虐待や差別は法的に防止・禁止される方向となった。

(1) 2000年（平成12年）社会福祉法、介護保険法、成年後見制度、
児童虐待防止法、交通バリアフリー法

* 「措置から契約へ」（行政裁量から自己決定へ）

* 相談支援事業、苦情解決システムなど

(2) 2003年（平成15年）支援費制度、ハートビル法（改正）

(3) 2004年（平成16年）障害者基本法改正1（「自立と社会参加」）

(4) 2006年（平成18年）障害者自立支援法（←支援費制度）、高齢者虐待防止法、新バリアフリー法

(5) 2011年（平成23年）障害者基本法改正2（「合理的配慮」）

(6) 2012年（平成24年）障害者虐待防止法

* 「障害者虐待防止センター」！？

(7) 2013年（平成25年）障害者総合支援法（←障害者自立支援法）

(8) 2014年（平成26年）障害者権利条約（自己決定権、居住の権利、合理的配慮）

(9) 2016年（平成28年）障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法

* 「合理的配慮義務」！？

* （両法について）「意思決定支援」！！

3 制度・行政（「システム」はいつも十分ではなく、危険をはらむものである）

しかしながら、法律・制度には一定の限界がある。

(1) 民主主義と個人の人権尊重

法律・制度は、市民が多数決原理に基づいて作るものである。が、他方、その性質上、その運用において、個別的な権利利益を阻害する可能性を秘めている。

* 成年後見制度

(2) 法律による行政の原理

権力（行政）は民主的にコントロールされなければならない。それは、行政（法律・制度の運用）が、法律・制度の枠内でしか機能しないことを意味する。

* 社会福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法 ▲障害者権利条約

(3) 守備範囲

法律・制度（システム）の守備範囲は万全ではなく、多かれ少なかれ「ザル」である。網にかかるものはすくうが、相当多くのものがすくいきれずに落ちていく。

* 障害者虐待防止法、障害者差別禁止法

4 今後

どこまでできるかはともかく、

(1) 法律・制度（システム）が有効・適切に機能するようチェックする活動をする必要がある。（充実・改善に向けて積極的に声を出していく必要がある。） ◎障害者権利条約

(2) 法律・制度（システム）の無いところを補っていくような活動をする必要がある。（それがやがて何らかの形で制度・システムになるかもしれない。）

(3) 障害に対する支援の有無・適否という次元の問題ではなく、社会全体の問題として位置づけていく活動

をする必要がある。（根本的には、社会が変わらないと、障害者の生活は変わらない。）

第3節 成年後見制度での当法人の役割

理事 田部井 恒雄

当法人の設立目的の一つが成年後見制度での法人後見を行う事です。平成22年に当法人構成団体の親の会会員にアンケート調査を行った結果を見ると、一般的な成年後見制度だけでは親の期待に応えられないことが分かります。（資料1）

そこで、当法人の事業としては、成年後見制度で定められた事業を超えて、本人（注1）の気持ちや親

の期待することに応えることを考えながら、本人の「意思決定支援」を行い、本人にとってベストインタレスト（最善の利益）となるような事業をすることにしました。

（注1）本人：被保佐人などの障害のある人 以下、同じ

法人後見事業の実施 (当法人の位置付け)

事業を行うに当たっては、まず本人との信頼関係を築く努力をし、当法人は支援者など本人を支える支援者たち（資料2）の中で本人のすぐそばにいて、その気持ちを代弁したり分かりにくいことを本人に分かりやすいように説明したりして、支援者たちに

発信します。

なお、様々な機会を通じて、本人や家族とともに、関係者とも情報交換に努めるとともに信頼関係の醸成に努めています。

（事業実施の体制）

事業を実施するにあたっては、成年後見事業実施要綱（資料3）を定めました。その概要是次の通りです。

1. 管理・実施体制

- ①後見事業部会が成年後見事業を実施する。
- ②一人の被後見人等には複数の担当者がチームを組んで活動する。
- ③後見事業部会の会議などで、各被後見人などの状況や支援を検討し情報を共有する。客観的な活

- ◎後見人等＝後見人、保佐人、補助人
- ◎被後見人等＝被後見人、被保佐人、被補助人

2. 経理

- ①後見人等からの報酬受領の原則

単独の受任の場合は、家裁の審判の通りに受領する。複数後見等の場合は、その活動内容に応じて家裁の審判の範囲で受領する。

動を期するとともに不正を防止するためである。ここで、部会長と理事長の承認を得る。
④受任、報酬申し立て等の重要なことは、理事会の承認を得る。

②当センター担当者への謝礼の支払い
担当者には、その活動内容に応じて謝礼を支払う。
③当センターの経費
受領した報酬から謝礼と実費などを差し引いた金額が当法人の収入となる。

（事業の進め方）

事業を進めるに当たって、次のような手順で事業を進めます。

【受任前】

①まず、本人と担当予定者（複数）と信頼関係ができるよう努める。

②本人に、担当者を選んでもらう。選ばれた担当者

を含めた2～3人の部会員で担当チームを構成して役割を分担し、その人の申し立ての準備を手伝う。

【受任後】

- ①アセスメントを行う。

本人や家族に加えて、関係者からの聞き取りを行うとともに、福祉事務所又は相談支援センターなどからの資料提供を受ける。

②後見計画を立てる。

◎ 後見計画とは

財産管理、身上監護、生活支援＝成年後見制度で定められた事業を超えた部分

◎ 基本方針

- ・本人の生活（衣食住、余暇等全般）が安定し、本人の気持ちが豊かになることを重視する。

- ・そのために、財産を有効に使う。＊財産がなくなつても生活保護などを活用して生活ができる。
- ③関係者に、受任を報告するとともに後見計画を説明する。

◎ 本人の意思とアセスメントに基づいて、後見計画を立てる。

- ①後見の実務を行う。

資料 1

成年後見制度についての親に対するアンケート調査結果の概要

- (1) 本人の相談相手やいろいろな意味で本人を守ってくれる人は、誰が良いですか？

1番 きょうだい (61%) 2番 成年後見人 (25%)

- ◎ いとこ、おじ・おばなどの親族への期待も少しありましたが（各 約2%）

きょうだいの配偶者やその子ども（おい・めい）等への期待はほぼゼロでした。

- ◎ 成年後見人以外で期待する人としては、日常的に関わってくれる人（福祉の職員など（1.8%））と公的立場の人（1.1%）の他は、ごく少数でした。

- (2) 親亡き後の心配なことは何ですか？

1番 身の回りの世話 (19%) 2番 健康 (17%) 3番 住むところ (13%)

日常生活についての心配が、上位3つです。少ないですが、相談相手、本人の生きがい（各6%）もありました。これらは、「きょうだい」などの親族や日常的に関わってくれる人の役割と考えられます。

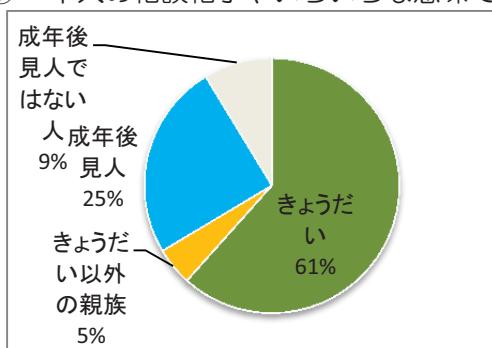
4番 金銭管理 (10%) 5番 様々な手続き・契約など、生活費（各8%）

6番 財産管理 (7%) 上位3つに続くこの3つと、だまされること（5%）が、成年後見人などの役割です。

（注1）平成22年に、社会福祉法人あおぞら共生会が独立行政法人福祉医療機構助成事業として「地域住民による地域住民のための権利擁護事業」を行った時に、当法人が協力して行った調査。

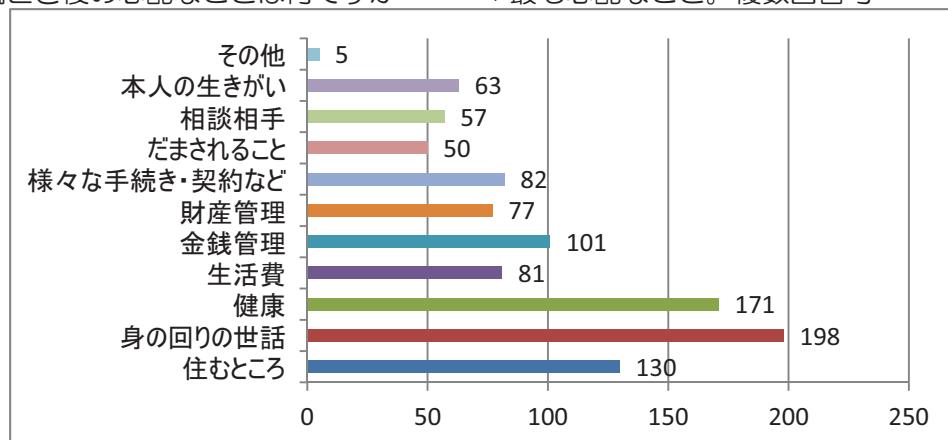
以下は、そのグラフです

- ① 本人の相談相手やいろいろな意味で本人を守ってくれる人は、誰が良いと思いますか。



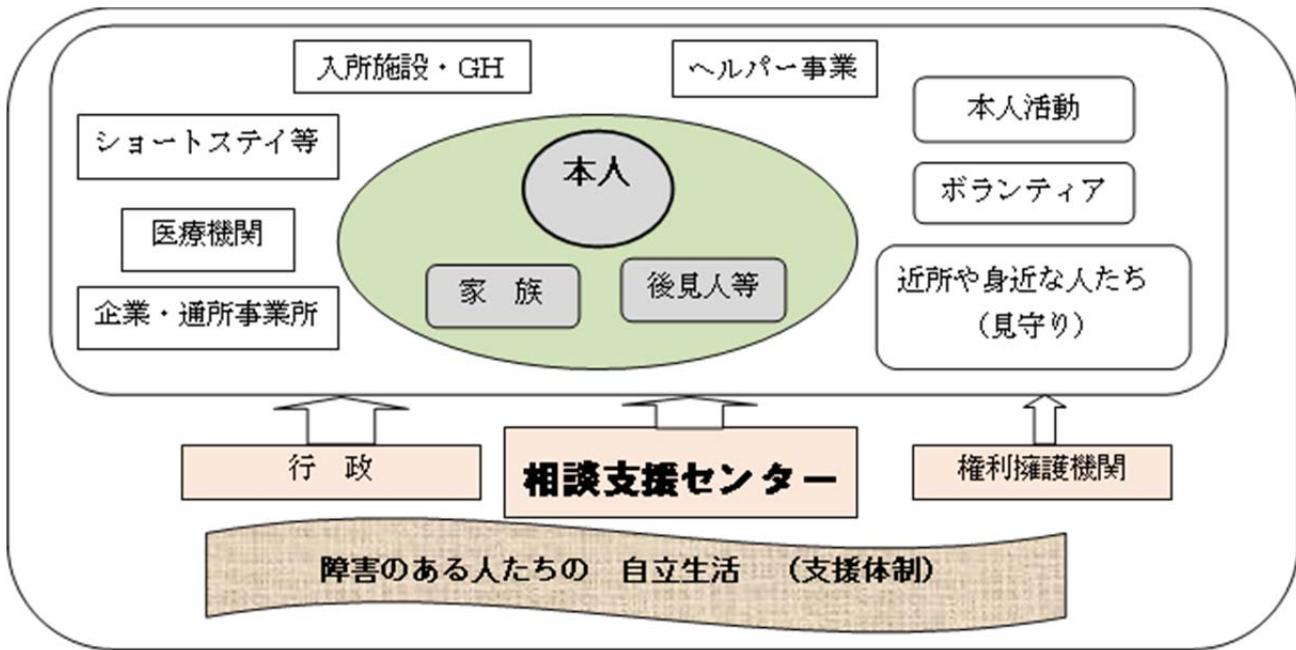
- ② 親亡き後の心配なことは何ですか

*最も心配なこと。複数回答可



資料2

障がいのある人たちの自立生活を支える体制



*GH=グループホーム

資料3

特定非営利活動法人かわさき権利擁護センター 成年後見事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター（以下、当センターという）定款第5条に掲げる、障がいのある方を対象とする法定後見事業（以下、本事業という）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、成年後見制度を利用して、障がいのある方の意思決定を支援又は代弁し、その人権が尊重され、安心して豊かにその方らしい暮らしをすることができるように支援することを目的とする。

(業務内容等)

第3条 障がいのある方の意思決定を支援又は代弁することにより、必要な業務を行う。

2 業務の内容は以下の通りとする。

- ①成年後見制度に定められた財産管理と身上監護
- ②関係機関等と連携した日常的な支援と見守り等
- ③成年後見人、保佐人、補助人（以下、後見人等という）の受任、辞任、終了に関する業務
- ④その他必要な権利擁護活動

3 当法人と当法人以外の者との複数で本事業を行う（以下、複数後見等という）場合は、必要に応じて業務の分担をできるものとする。

4 専門的資格又は知識を必要とする業務等は、必要に応じて外部に委託できるものとする。

(実施体制)

第4条 本事業の実施にあって、後見事業部会を設置する。

2 当部会の部会長、副部会長、その他の部会員は、理事長が任命する。

なお、部会長及び副部会長は理事であることとする。

3 当部会の部会員は、下記の者をもって構成する。

- ①弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士 等の国家資格を持つ者
- ②成年後見制度又は障害者の支援に関する専門知識を有する学識経験者

③市民後見人養成のための研修を修了した者

④本事業に理解のある者

4 当部会は、本事業に必要な業務を行う。

5 当部会の中に、当センターが受任した被成年後見人、被保佐人、被補助人（以下、被後見人等という）を個々に担当する後見等担当チーム（以下、担当チームという）を設置する。

（適切な業務の遂行及び重要事項の決定等）

第5条 本事業の実施にあって、重要な決定は、理事会の承認を得て理事長が行う。

2 理事会は、下記の事項について審議する。

①後見人等の受任及び辞任

②家庭裁判所への報告等

③報酬申し立て

④複数後見等の場合の業務分担

⑤外部に委託する業務

⑥後見事業部会長の任命

⑦その他、本事業に関する重要な審議事項

（後見事業部会会議）

第6条 本事業の実施にあって、適切な業務の遂行のために後見事業部会会議を実施する。

2 後見事業部会会議においては、当部会の業務について協議し、理事長に報告する。重要な内容は理事長の決裁を得る。

3 後見事業部会会議においては、次の協議等を行う。

①担当チームからの報告を受け、適切な遂行のための協議を行い、必要な指示、助言を行う。

②本業務全体の情報を共有する。

（本事業の報酬など）

第7条 当センターは、本事業を実施した場合は、家庭裁判所に対し、所定の報酬申立て事務を行う。

2 当センターは家庭裁判所から報酬決定を受けた場合は、決定された報酬額の範囲内でその被後見人等から報酬を受けるものとする。

3 複数後見等の場合は、その業務分担と実績に応じた報酬を受けるものとする。

4 外部に業務を委託した場合は、その費用は被後見人等の負担とする。

5 本事業の実施に当たって実費が発生した場合は、原則として被後見人等に実費を請求し、被後見人等から支払いを受ける。

（秘密保持）

第8条 当センターは、個人情報が記載された書類等を適切な方法で保管するなど、個人情報の保護に細心の注意を払うものとする。

2 当センターは、本人の同意なく、前項の書類等（写しを含む）を第三者に閲覧させてはならない。

3 当事業部会員他本事業に関わる者は、被後見人等の個人情報他、業務上知りえた秘密を外部に漏らさないように十分に配慮しなければならない。なお、その事業に関わらなくなった後も同様とする。

（損害賠償）

第9条 当センターは、事業の実施に際し当センターの責任により被後見人等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 当センターは、上記の損害を補償するため、担当者の不慮の事故などに備えるため、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情申立）

第10条 当センターが担当する被後見人等は、当センターの行なう本事業について苦情を申し立てることができる。

2 苦情受付担当者は当事業部会長、苦情解決責任者は理事長とする。

（定めなき事項）

第11条 その他、以上の要綱に定められていない事項については、理事会で承認し理事長が決定する。この要綱は、平成27年4月1日より施行する。



意思決定支援について

理事（木下・大石法律事務所 弁護士）大石 剛一郎

1 「権利」と言うとカタクルシイですが・・・

「今日はカレーが食べたい」と思ったり言ったりするのは自由だし、たとえば障害基礎年金をもらっていてお金があれば、カレー屋さんに行ってカツカレーを注文して、食べることができます。こんな日常にも「権利」は詰まっています。

* 「人である」というだけで保障される「人権」(ex.内心の自由・表現の自由)

* 法律で定められる権利 (ex.障害基礎年金をもらう権利)

* 契約で決める権利 (ex お金を払ってカツカレーをつくってもらう権利)

2 「権利」は、主張しないと、実現しません。主張＝意思表示、です。

意思表示が難しいとされている障害のある人がいます。

「難しい」理由はさまざまです。

* 「意思表示（主張）できない人」と簡単に決めつけてしまっている？

・主張をキャッチする側の努力不足では？

・その人なりの主張の仕方があるのでは？

・これまで、主張などできないような環境（体験不足・経験不足）にあったのでは？

・意思表示するだけの情報が不足しているのでは？

・「無理な、異常な、誤った内容の主張ばかりする人」と片づけている？

* 「どうせ主張できない人なのだから」とぞんざいに扱っている？

・誰が「主張できない人」と決めたのか？

・最善の利益が追及されるべき。

・自由ができるだけ制限されないようにされるべき。

3 今、意思決定支援の重要性が強調されている？！

意思表示（主張）が難しい、ということが障害の特徴ならば、それを支援するべきです。そこに必要性があるからです。今、「意思決定支援」が注目・強調されています。

* 厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第 69 回）の資料「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」（平成 27 年 9 月 8 日）

☆意思決定支援とは、「知的障害や精神障害（発達障害を含む）等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して、自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者が行う支援の行為及び仕組み」とされています。

* 障害者総合支援法：「障害者等の意思決定の支援に配慮して職務を遂行すべき」（42 条：福祉サービス提供者、51 条の 22：相談支援事業者）

* 障害者基本法：「行政は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、成年後見制度などが利用されるようにななければならない。」（23 条）

* 知的障害者福祉法：「行政は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、諸々の支援体制の整備に努めなければならない」（15 条の 3）

* 障害者権利条約：「すべての障害者に意思能力は存在し、締約国は、その意思能力の行使に必要な支援を利用する機会の提供のための適当な措置をとる。」（12 条 2 項・3 項）

○ 民法：「生活、療養看護、財産管理といった成年後見活動において本人（被成年後見人）の意思が尊重されるべき」（858 条）

つまり、少なくとも法的には、（意思表示・判断能力が十分でないとされている）本人に関する支援については、本人の意思・意向を尊重・配慮しつつ行うべきことが求められている状況が、明らかにあります。

みんなが、本人の意思表示の重要性、意思決定支援の重要性を、頭と心の中に置いておくことが大事だと思います。

第4節 当法人の成年後見実施実績

【受任の経過】

当法人が保佐人となる最初の申し立ては、平成22年1月に横浜家庭裁判所川崎支部に行いましたが、これは認められませんでした。その理由は、当法人にその力があると認められなかつたためです。しかしその後、次に述べるようにA氏をそのお父様との

複数後見人として受任することができ、その実績が認められて、B氏の保佐人、C氏の保佐人を受任しました。現在、D氏の保佐人となることを要請され、準備を進めています。なお、C氏は、最初に受任を認められなかつた人です。

【後見類型から保佐類型への変更支援】

当法人が受任している人ではありませんが、被後見人となった人が選挙の時、他のグループホームの人が選挙に行くのに、自分だけ行けないことに残念に思い、ケアホームの職員に、自分も選挙に行きたいと訴えました。当時は、後見類型の人は選挙権を

失っていました。この時、当法人は、その方を支援している相談支援センターに協力して、その人の成年後見人に働きかけ、保佐類型への変更審判を要請しました。その結果、数か月後に保佐類型に変更されました。

第5節 実施事例

【Aさん】 私の気持ちを個別支援計画にしっかり入れて！

(成年後見制度利用)

- ◎ 後見類型 ◎父親との複数後見 ◎申立人 父親
- ◎ 法人の担当者は2名。1名は社会福祉士、1名は市民後見人養成研修修了者
- ◎ 複数後見人の役割分担は特に定めていませんが、おおむね次のようになっています。
 - ①父親：契約、金銭管理、身上監護全般、その他、親としての役割をほぼすべて担っています。
 - ②後見法人：父親である後見人が行う重要な契約

行為、財産管理などについてのチェック機能とともに、重要な案件について専門的な立場から相談相手となっています。利用している施設などの事業所に対し、専門性を生かして親が言いにくいことも含め、ご本人の立場に立った活動を行います。また、将来的には、親亡き後（現在は父親が後見人の一人である）スムースに後見業務を継続していくことを期待されています。

(プロフィール)

- ◎ 男性、40代 ◎重症心身障害：療育手帳A1（最重度）身体障害者手帳1級（全身性障害）
- ◎ 住まい：重症児・者福祉医療施設（入所施設）
- ◎ 家族：施設の近くに住む両親と県内に居住する弟二人
- ◎ コミュニケーション：こちらの話は少し分かり、問い合わせにうなずきや表情で答えられます。
- ◎ 趣味など：ビデオ、音楽鑑賞、カラオケなど。毎日2本の缶コーヒーを楽しみにしています。

年に数回の施設の活動としてのグループでの外出や、家族が関わっている団体主催の宿泊旅行に両親と参加することも大きな楽しみです。

（現在の生活と福祉サービス等の利用）

- ◎ 住居：重症児・者福祉医療施設に入所
- ◎ 余暇その他の活動：年2回程度、宿泊付の外出を自費負担で行っています。
- ◎ 医療・健康：療養介護サービスとして施設内で管理

(後見活動)

①財産管理：

後見人の一人である父親の担当ですが、年間収支計画を検討し、生活をさらに充実させるための方法を一緒に考えています。現在は外出や、宿泊旅行などでの支出がありますが、さらに毎月1回程度ですが、自費でヘルパーを頼み施設を出て近所のカラオケに行ったりすることが可能です。

②身上監護

- ◎ 施設の個別支援計画に、複数後見人である父親とともに当法人も署名捺印をしています。そのため

の会議に、後見人の一人である父親とともに参加し、施設内の本人の立場を配慮しつつも客観的な視点から本人の立場に立って発言して、個別支援計画に反映するようにしています。なお、施設とは良好な関係を維持するように配慮しています。

- ◎ 不定期ですが、施設を訪問し本人と面会しています。一緒に施設内の自販機で本人が好きな缶コーヒーと家族と法人担当者のためにお茶を買って

くれるのを介助し、家族が用意してくれた果物などを一緒に食べて、楽しい一時を共有して信頼関係を深めています。

③生活支援
現在は特になし。

本センターの複数後見を利用して

親だけではできない「身上監護」の実践

※Aさんの父親より

平成 22 年 7 月 22 日より、本「特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター」(以下「本センター」と共に、長男の成年後見人として、「複数後見」をしている者です。

長男は、重度の知的障がいに加え重度の身体障がいも抱えているのですが、市内にある重症心身障害者施設に入所していることから、本センターが後見開始するに当たり先ず、本センターの成年後見業務を担当する部会の方に施設で面会していただいた上で、具体的に後見をしていただく「担当者」を決めていただきました。

その後この「担当者」の方にご指導いただきながら二人三脚で後見業務を行って来た訳ですが、このような「本センターとの複数後見」に関連して、現在に至るまでに考えたことを 4 点ほど述べてみたいと思います。

第 1 点ですが、「担当者」の方には原則月 1 回の面会においていただいているので、今では長男もすっかり慣れてきています。親族だけでなく、第三者で、しかも障がい者の権利を擁護していただける本センターによる、このような新しい形での支援の輪が長男の周りに広がっていることを大変嬉しく、また心強く思っています。

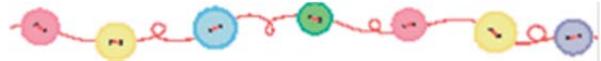
第 2 点です。「担当者」の方には、施設との「個別支援計画」に関する面談にも同席していただいている。今の「担当者」の方は、施設の運営も経験された社会福祉士さんで、平成 25 年度の「個別支援計画書」は、このように取組み始めて 3 回目であった訳ですが、利用者である長男の支援内容向上に向けて的確な主張をしていただき、年々目に見えて中身がよくなっていることを実感しています。

第 3 点です。平成 25 年の春の特殊な事情なのですが、障害者総合支援法の施行に伴い、長男が入所している施設との新しい「利用契約書」の締結が必要になりました。まさに、後見人としての身上監護の重要な役割の一つの、契約書の署名人となる場面が出てきたのです。「担当者」の方と相談しながら、上述の第 2 点と合わせて、多くの専門職の方に支えられている本センターに後見人になっていただいて本当に良かったと思っています。

第 4 点です。実は、この「複数後見」を開始直後の年の暮に、私が体調を大きく崩し 3 週間の入院をする羽目に陥ってしまったということがありました。(幸い処置開始が早く、その後後遺症も残らず普通に暮しています。)「単独後見」であれば、後の後見人のことが頭をかすめる場面でもあった訳ですが、そのような心配が全く不要である、「親亡き後」を視野に入れた「本センターとの複数後見」の大きな意義の一つを改めて確認できた場面となりました。

このように、本センターにはバックボーン的な支えになっていただいているところで、「担当者」の方を始めとして関係して下さった方々にこの場をお借りし改めて感謝申し上げる次第です。

なお本センターは、後見開始の日から平成 24 年 1 月 31 日までの後見事務報告を行うと共に、成年後見人に対する報酬付与の申立てを行い、平成 24 年 3 月 22 日付で、申立人に報酬を付与することを認めるとの審判が下されています。



【Bさん】 嘔下障害があるが、少しでもおいしいものが食べたい！

(成年後見制度利用) ①保佐類型 ②申立人 哥

- ③ 法人の担当者は2名。1名は社会福祉士、1名は精神保健福祉士
- ④ 両親は認知症であるため、その息子である哥が申し立てました。申し立ての時点では、その哥との複数後見で申し立てましたが、家裁での聞き取り調査の時に、法人がほぼすべての役割を担うこと

を説明したところ、法人単独で受任することを勧められ、単独での受任に変更しました。哥は、家族として医療が必要になった時の同意の他、当法人の保佐活動を見守り大事な時に意見を述べる役割としました。

(プロフィール)

- ⑤ 男性、70代 ⑥療育手帳 B1(中度)、精神保健手帳(2級) ⑦要介護2 理解力は日常生活上は困らない程度ですが、軽い幻聴があります。
- ⑧ 住まい：グループホーム
- ⑨ 家族：両親と哥が、同じ区内に居住。
- ⑩ 生活保護受給
- ⑪ 医療・健康：精神科、口腔外科定期通院＝グループホームの職員が同行 嘔下障害があり、医師から、通常は食べ物は刻み食で、飲み物にはとろみをつけるように指示され

ています。軽度の認知症が発症しており、危険の認知力の衰えがあります。そのため、常時の見守りが必要です。

- ⑫ コミュニケーション：ほぼ問題なくできますが、幻聴のために事実ではないことを主張することがあります。
- ⑬ 趣味など：ホームの近くを毎日散歩すること、缶酎ハイや缶コーヒーを毎日飲むことなどが、認知障害や嘔下障害があるために、自由にすることを制限せざるを得ません。

(現在の生活と福祉サービス等の利用)

- ⑭ 住居：障害者のグループホームに居住
- ⑮ 日中活動：高齢者デイサービス 週5回 日中一時支援 週2回 24時間常時の見守りが必要ですが、グループホームの職員だけでは対応できないために、これらのサービスを利用しています。
- ⑯ 自費でホームヘルパー利用：高齢者デイサービス

や日中一時支援が使えない場合など、見守りができない場合に、自費でヘルパーを利用して見守りをし、グループホームでの生活を維持しています。
＊グループホームを利用しているため、グループヘルパーの制度を利用できません。

- ⑰ 余暇その他の活動：なし

(後見活動)

- ⑱ 財産管理
- ⑲ 小遣いは、現在は渡していません。嘔下障害があるにも関わらず、自分で好きな飲み物をとろみをつけずに飲んでしまうのです。しかし、支援者の見守りがあればとろみをつけずに好きなものを少し飲食することができます。少しでも楽しみ

が多く持てるように支援者の協力を求めています。

- ⑳ 生活保護を受けていますが支出は少ないため、前述のように、時々は自費でヘルパーを利用することができる

②身上監護

- ㉑ 嘔下障害が重症化したために、通所先から昼食の対応ができないと利用を断られました。そこで、グループホームと相談支援事業所と相談し、本人の同意を得て高齢者のデイサービスを利用するにしました。地域包括センターに連絡し、介護認定を受けました。送迎サービスがあり、本人に適していると思われる静かな環境のデイサービスを紹介され、本人とともに見学し決定しました。現在、喜んで通っています。

- ㉒ 高齢者デイサービス、日中一時支援、自費のヘルパー利用など、本人の安全な生活を確保するため、関係機関にその方策の検討を依頼し、契約をしました。
- ㉓ 相談支援センターのサービス等利用計画(計画相談)、グループホームの個別支援計画、高齢者デイサービスの介護支援計画に署名捺印をしています。そのための会議に本人とともに参加し、本人の立場に立って発言して計画に反映させてい

ます。

- ◎ グループホームやデイサービス、日中一時支援を訪問したり、様々な機会に月1回以上本人と面会

して様子を観察したり気持ちを確かめたりして信頼関係を深めています。併せて関係者との情報交換と信頼関係の醸成に努めています。

③生活支援

- ◎ 嘔下障害への対応を確認するために、専門医への通院に同行しました。少しでも本人が好きなものを飲食できるための条件を聞き取りました。「支援者がいる時は、よく噛んで食べるよう声掛けして、普通食を食べてよい」という許可を取ることができました。

- ◎ 銀行を利用する時は、できるだけ本人も同行してもらっています。



【Cさん】 大好きなママに親孝行したよ

☆保佐人が弁護士個人から当法人に変更になった例

- (成年後見制度利用) ◎保佐類型 ◎申立人 本人 (C弁護士が代理人)
- ①最初の保佐人＝C弁護士： C弁護士を当法人の担当者1名が補佐しました。
 - ◎ 補助類型で申し立てたが、医師の診断書が保佐類型だったために、保佐類型となりました。
 - ②平成28年にC弁護士が手続きし、当法人が保佐人となりました。この人が、当法人が最初に受任をしたいと手続きをしたが家裁が認めてくれなかった人です。C弁護士は当法人の後見部会のメンバーで、

ママのような保佐人がいいな

弁護士がするよりこの法人が保佐活動をしたほうが適切な活動ができると主張し、家裁がそれを認めました。

当法人が保佐人として認められたので、担当者を決める時に、本人に選んでもらう事にしました。彼が選んだのは、年配の女性でした。「ママみたい」との、本人の言葉でした。

養母と本人との強い絆を改めて感じた瞬間でした。

(プロフィール)

- ◎ 男性、60代 知的障害：療育手帳B1（中度）
- ◎ 住まい：グループホーム
- ◎ 家族：本人の心の支えとなっていた養母は、認知症で老人ホームに入居していたが5年前に亡くなった。養母にとっても本人は心の支えとなっていました。
- 本人と養母の気持ちを汲んで、相談支援センターと協力して「親孝行プログラム」を実施しました。（後述）

- ◎ コミュニケーション：通常の会話が成立します。
- ◎ 性格：お金を自由に使いたいという気持ちが強くあります。その気持ちを配慮して小遣い他を渡しています。
- ◎ 趣味など：一人で、首都圏の繁華街を散策したり、食事をしたりしています。年に数回は、電車に乗って箱根他の小旅行を楽しんでいます。ヘルパーとの外出も楽しみです。

(現在の生活と福祉サービス等の利用)

- ◎ 相談活支援センター ◎日中活動：障がい者通所事業所に通所
- ◎ 移動支援（ガイドヘルパー）：月に2回程度利用

①財産管理

- ◎ 元となる銀行口座（保佐人名義）と通常利用の銀行口座（本人名義）を持っていました。日常生活では、グループホームの世話人に小口現金を預け、生活費や小遣いとしています。
- 本人名義の口座に年金が入金し、ホームの利用料や携帯電話代などの経費の支払い、小口現金の引き出しを行っています。不足してきた場合

- し、映画鑑賞など。
- ◎ 医療・健康：精神科定期通院（後見活動）

- に、元となる銀行口座から通常利用の銀行口座に1年分程度の金額を振り込んでいます。
- ◎ 小遣いは、本人が十分に生活を楽しめる程度の金額を渡すとともに、時々新幹線などに乗って遠方に出てみたいと申し出があると、その資金を渡しています。小遣いは、一見無駄と思われる支出もありますが、それも良いと考えています。

- ◎ 養母への「親孝行プログラム（後述）」への支出は少なくありませんが、重要な行為と考えていますので、財産の有効な使い方、と考えています。

- ◎ 後述のように、通所先を変えたために工賃が少なくなったが、通所意欲を維持するために、通所した日数に応じて「精勤手当」を、本人の小口

現金から出して本人に渡すことにしました。毎月の保佐人との定期面談の時に日数を数えて渡しています。本人はとても楽しみにしています。

②身上監護

- ◎ 作業中心の通所事業所に通所することが辛くなつたため、他の通所先を探しました。探すに当たっては相談支援センターと協力して行いました。
1か所目は本人が不安定になった時に的確に対応できず、短期間で辞めました。次に、重度の人が通う通所施設を探して通所。自閉症で大きな声を出す人がいますが、落ち着ける場所があったり職員がよく話を聞いてくれるなどの対応で落ち着きました。しかし、半年前頃から、「うるさいから行きたくない」と言い始めました。そこで、事業所とも話し合い、60才になったので自由に過ごす日を増やし、通所先には生活のリズムを保つため週に1回だけ通所すればよいことにしました。これらの通所事業所との契約をしました。

③生活支援

- ◎ 銀行を利用する時は、できるだけ本人も同行してもらっています。
- ◎ 「親孝行プログラム」の実施。ママに親孝行をしたいか、と問い合わせ、「うん」との返事を得て、相談支援センターと協力して、次のプログラムを実施しました。

1回目：若いころに養母とよく行ったレストランに行きました。養母は糖尿病だったため食事はできず、お茶とプリン程度でしたが、二人とも30分ほどの時間を楽しんでいました。養母は車椅子の生活だったので、老人ホームに介護タクシーに来てもらい、養母の介助のために女性の相談員にも同行してもらいました。



【Dさん】 安心して親亡き後を託したい

(成年後見制度利用) ◎現在、保佐類型で申し立ての準備中

- ◎ 弁護士(当法人のメンバー)と当法人との複数後見で申し立てる予定 ◎申立人 母

そのため、元となる銀行口座の預金残高は減少していますが、無くなれば生活保護を受ければ良い、とう方針です。

- ◎ 相談支援センターのサービス等利用計画(計画相談)、グループホームと通所事業所の個別支援計画に、署名捺印をしています。そのための会議に本人とともに参加し、本人の立場に立って発言して計画に反映させています。
- ◎ グループホームと通所事業所を訪問したり、様々な機会に月1回以上本人と面会して様子を観察したり気持ちを確かめたりして信頼関係を深めています。併せて関係者との情報交換と信頼関係の醸成に努めています。
- ◎ 時々、携帯電話から電話があるのを受けています。その内容は、中学生に馬鹿にされたなどという不満やお金を使っても良いかと認めてもらいたい電話などです。

2回目：本人が通所する事業所に、本人が作業する様子を見に行きました。本人は養母に、頑張っている様子を見てもらい、養母は職員に「よろしくお願いいたします。」と挨拶していました。この時も、介護タクシーを利用し、女性の相談員に同行してもらいました。

いずれも、養母は認知症であることを感じさせない言動でした。親子が支え合うことの大切さを実感し、我々の支援がそれを実現したという、充実感を覚えたプログラムでした。

3回目は、初詣を計画しましたが果たせないまま、養母が亡くなってしまいました。

・・・資産のある人の事例

資産があるため、どのような体制で制度を利用すればよいかを検討しました。(後述)

(プロフィール)

- ◎ 女性、40代 ◎知的障害：療育手帳A2(重度)
- ◎ 住まい：自宅 (母と二人暮らし)
- ◎ 家族：母と結婚して近くに住む兄と姉がいる。
- ◎ コミュニケーション：簡単な会話が概ね成立します。
- ◎ 趣味など：手芸が好きですが、通所先ではシュレッダー等の作業をしています。

(現在の生活と福祉サービス等の利用)

- ◎ 相談支援センター ◎日中活動：障がい者通所事業所に通所
- ◎ 移動支援(ガイドヘルパー)：通所の送迎に利用。

- ◎ 医療・健康：精神科定期通院
(後見支援活動) *申し立てに向け下記のように支援をしています。
- ◎ 保佐人候補者の選定では、兄や姉に負担をかけないために第三者に頼むことにしました。
- ◎ 家族信託の専門の弁護士にも相談してその利用も検討しましたが、家裁が認めやすい、当法人のメンバーでもある弁護士（財産管理担当）と当法人（身上監護と生活支援を担当）との複数後見（保佐）としました。その決定に当たっては、当法人の後見事業部会で、弁護士も交えて何度も検討しました。
- ◎ 財産管理の良い方法や、相続を見据えた財産管理についても、当法人の監事である税理士とも相談しました。

第3章 講演会・相談会・あんしんノート・コミュニティフレンドなど法人の取組み

障がいのある本人（当事者）やその家族、支援者などに、権利擁護に関する情報を提供したり一緒に考える機会を作ることも、当法人の大切な活動です。ここでは、その活動を報告します。

第1節 講演会（詳細は別紙）

第2節 相談会

模擬相談会「親亡き後のために、今すべきこと」
 ～障がいのある人が、親亡き後も楽しく暮らしていくために～

第1回模擬相談会＜@南部地域＞

日時：平成28年1月14日（月） 10：15～12：00

場所：川崎市教育文化会館 第1・第2学習室

参加者：51名

助言者：（敬称略）大石 剛一郎（弁護士）、明石 洋子（社会福祉士・親）
 坂本 利枝氏（かわさき基幹相談支援センター）



第2回模擬相談会＜@中部地域＞

日時：平成28年2月22日（月） 10：15～12：00

場所：地域福祉施設 ちどり 第1・第2会議室

参加者：38名

助言者：（敬称略）大石 剛一郎（弁護士）、田部井 恒雄（社会福祉士 きょうだい）
 中里 友（なかはら基幹相談支援センター 相談支援専門員）



第3回模擬相談会＜@北部地域＞

日時：平成28年3月18日（金） 10：15～12：00

場所：多摩市民館第1会議室

参加者：26名

助言者：（敬称略）大石 剛一郎（弁護士）、明石 洋子（社会福祉士・親）
 河村 裕孝（あさお基幹相談支援センター 相談支援専門員）

【事例1】

40代男性 重度の知的障害。両親との3人暮らしで戸間は通所事業所で活動。

両親は、将来入所施設に入れなければならないと考
助言1

将来については、施設での生活ということに拘らず、グループホーム等幅広く探っていっていただきたいが、いずれのパターンを選択しても、パニック

えているが、パニックなどで問題を起こさないか心配している。

のことは心配の種であろう。

私の場合は、パニックは意思の表れで、思いを育てるチャンスと捉え、その原因を突き止め、それを取り除く工夫を粘り強く実践ってきて、今は克服で

きていると思っている。環境の構造化（本人が理解しやすく安心できる環境を作ること）等をすると安心できる。

ヘルパーさんによって表情が違うとあるが、タロ

助言 2

どのような事が好き嫌いに表れるのか支援者間で情報交換をして分析してみて、本人に合った支援サービスを幅広く探ってみることが良いのではと考える。

生活のことなどの全般の相談に乗るのが、相談支援センターであるので、出来うる限り有効に活用し

助言 3

相続、権利擁護に関する助言としては、障害が重度なので恐らく成年後見人等（保佐人、補助人も含む）も付けないと遺産分割が出来ないということが考えられる（遺言の工夫という手もあるが）。支援サ

助言 4

パニックは本人が不安だったり、どうしていいか分からなくて起こしたりするので、安心できる環境を作つてあげるということが大切である。色々なこ



とを教える時に目で見てわかるようにしてあげること、信頼できる人が傍に居てあげることなどが、効果があると思う。

色々な場を

【事例 2】

50代女性 中度の知的障害で車椅子生活。父は他界し母との二人暮らしは通所事業所で作業。

母親は将来、グループホームに入るのがよいと考えているが、車いすで利用できるところがあるか心配している。このことは本人と話していない。

助言 1

クルマ椅子生活が可能なグループホームについては、区の相談支援センターに相談してみていただきたい。自分としては情報を持ち合わせがない。

また、独り暮らしや、住宅改修をして自宅で暮らすことの可能性も相談してみて欲しい。区役所の障害者支援係のケースワーカーでもよい。

この方の強みとして、人と話すのが好き、近所の人と仲が良い、等が挙げられ、福祉サービスを利用しながらも、そのような地域の輪を活かしていくべきだと思った。

友達を作る機会としては、地域でやっているサークル活動に参加してみるのも一つだし、ヘルパーさんを使って複数で外出するというのも一つであろう。

ウさんへの合理的配慮（この場合は、解り易い情報提供等）が出来る人かどうかの違いからくるのではという視点で見ることが良いのではと考える。

ていただきたい。

万が一、相談員と相性が悪いようなことがあったとしたら、区役所のケースワーカーに相談するということもできる。

また、是非「あんしんノート」を書いておいて、いつでも支援者に説明、引継ぎができるようにしておくことが大切と思う。

サービスを使うに当たっても、契約が必要となると、成年後見人等を付ける必要も出てくるであろう。

パニックで事故を起こすこともありますので、損害賠償保険に入ることも必要ではないかと考える。

経験して、色々な場面に慣れて貰うこと、傍にいて安心できる友達を少しでも多く作ることもいいことだと思う。

助言 5

この事例 1 の場合も、今後の為にグループホームを体験してもらう方がいい。本人に負担にならないように配慮するのが前提だが、相談支援センターと相談しながら、今慣れている通所事業所の支援の仕方を参考にするなどして、もう一度短期入所にも慣れるよう、取り組んでみたらどうであろうか。重度の知的障害のためのグループホームも少しずつ出来てきているので、施設だけでなく地域で生活をすることも含めて幅広く考えていいと思う。

助言 2

この方のケースはできれば成年後見の制度は使いたくないと思った。楽しみの多い今の生活の世界をさらに広げていくことが大事で、それをコーディネートしてくれるキーパーソンを見つけるといい。成年後見制度を利用してその役割を果たす固定的な人を決めておくという考え方もある。

生活の場の選択等についての意思決定の確認については、普段から色々な場面の意思の表現の仕方を見ておくことが大切であろう。

助言 3

グループホームに入れたが、合わなかった。親の

思い込みであり、本人の希望ではなかったからではと反省している。今は同じマンションの一部屋で暮らしていて、将来独りになっても地域のインフォーマルな人たちに見守ってもらって暮らせるよう気を配っているところである。この方の場合も、グループホームにこだわらず、一人暮らしも考えることができるのでないか。

助言 4

【事例 3】

30代男性 軽度の知的障害。両親、弟との4人暮らし。
普通の会社に勤務。

本人は、将来のことは考えていない様子。親としては、弟は結婚してこの家を出て行き、本人をこの家で暮らせるようにしてあげたい。しかし、その方法は分からぬ。

助言 1

成年後見人等は本人の同意が得られなければ付けられない可能性がある。この事例では難しそうである。本人が望めばという条件付だが、補助人を付けるのが一つの考え方としてある。こういう人は支援をいったん付けても自分から切ろうとすることがよくあるので、成年後見人等という支援は自分から切れないということが意味を持つという面もある。

家を維持していくには、税金、維持費等金がかかるがその管理ができないようであれば補助人の選任が必要となろう。将来はこの方が家で暮らせるようにしたいと考えているとのことだが、実際に暮らそうとすると、役所の手続きを始めとして色々気を遣

助言 2

この方は年齢的に対象外であるが、65歳になって、障害福祉サービスから介護保険のサービスに移る方とか、介護保険のサービスに障害福祉サービスを上乗せしている方もいる。

この移行とか、上乗せとかのケースでも、高齢の相談支援のケアマネージャーと連携を取りながら話を進めていくので安心して相談していただきたい。

相談支援センターになかなか繋がりにくいパートナーと思うが、それでも登録していただいて、何か困った時に思い出して相談にきていただいた時に、いつでも動けるようにと待機しておくという形は作っ

人付き合いはいいが、友達がないというところが気になる。何人かでヘルパーさんと出かける等色々なことを経験しながら友達を作つて、そういう仲間とグループホームで暮らすようにすることができればいいかなと考える。

助言 5

親が高齢になって自分が施設に入ることになり、障害を持つお子さんも一緒に入った例もある。



うことが出てくるので、そういう時に相談できる人がいないとハードルが高いと考えておくべきであろう。

その前に、家を相続させるには、弟さんもいることだし、よく家族内で話し合った上で遺言を書いておく必要があろう。その際は公証役場で相談しながら作ることをお勧めする。

ておくといいですね。

助言 3

何でも自分でしたがるが、何故自分で決めたがるのかを探ることから始めてはどうか。

育ってきた中で劣等感を持ってしまったからかも知れない。養護学校のOB会のような同じような境遇の人たちと出逢う機会を多く持つと少しずつ薄れる可能性もある。

心配し過ぎて制約を多く作りがちになってしまつが、ある程度の無駄遣いなら見守っているくらいでいいのではないか。

【 質疑応答から 】

質問1:川崎市内にどのようなグループホームがあるか知りたいと思っているがわかる方法を教えていただきたい。

回答1:川崎市の「手引」に載っているので、相談支援センターなり区役所の障害者支援係に問い合わせていきたい。

質問2:成年後見制度を考える時、付ける、付けない、の分かれ目はどのように考えればいいのか。

回答2:障害が重くても必ず付けなくてはならないということではなく、何に困っているのかということか

ら考えるのがいいと思う。その上で必要かなと思った時には、親の思いを受け止めてくれる後見人等の候補者の人選も含めて考えててくれる信頼できる相談先を探すようにしていただきたい。

質問3:高齢化すると特養（特別養護老人ホーム）に移すことも考えないといけないと思っているが、どのような状態になった時とか、何か良い判断基準みたいなものはないか。

回答3:なかなか難しい問題だ。親族の考え方によるというのが今答えられるところか。

質問4:子供に家を相続させようとする時は、片方の親が亡くなった時に直接子供に相続させるという遺言を書いた方がいいのか。

回答4:父親と母親がそれぞれ遺言を書いておくのがいいのではないか。このケースも公証役場で相談しながら作ることをお勧めする。

質問5:高齢者施設に親子で一緒に入所されたということだが、それはどのような施設だったのか。

回答5:お話したケースは、有料老人ホームで、お母



様がまだお元気で、子供の支援もできるということで入所できたということだ。お母様が先に亡くなつて障害のある子が残された時にどうなるのかについては聞いていない。



使う本人にとって、必要なもの、必要でないものがあると思います。

今回、まとめたものは、鶴見の「三人会」作成の「あんしんノート」。「横浜重心グループ連絡会～パザパネット～」の「あんしんノート」を手本に作成させていただきました。

第3節 あんしんノートとコミュニティフレンドについて

第1項 あんしんノート

NPO 法人 かわさき障がい者権利擁護センターは、川崎市内の「親の会」五団体が集まって結成された法人です。

知的、自閉症、身体、精神、重症心身、様々な障害のある子どもを持つ親の会が集まっています。

しかし、その障がい特性をすべて包括した「あんしんノート」としてまとめるには情報量が多く困難がありました。

このノートの使い道は、主たる介護者である親が事故や急病など、万一の時に、第三者（支援者など）に分かりやすく、子どもの対応を素早く取ってもらうためのものです。

また、相談支援事業者に支援計画を作成してもらいう時など、「緊急時」についても、予め連絡体制や、子どもの緊急一時預かり先も、候補としていくつか記入できるようにしておくと活用できるはずです。

親が高齢になり、後見の必要性が高くなっている場合などは、財産管理を司法書士などの専門家、身の回りなどの身上監護をする補助人あるいは保佐人による複数後見についても検討することが必要です。

（必ずしも後見類型を選択する必要はありません）こうした場合にも本人の情報を予め用意しておくことが、より良い支援につながるはずです。

財産情報や後見人の情報については、緊急時の支援でも必要がない場合があるので、一緒に保管せずに、分けて管理することも検討してください。

子どもが小さい時から成長記録として書いておくことも、後になって役に立つ情報になると思います。

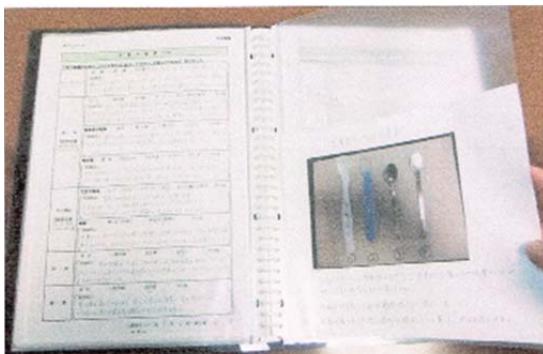
子どもの緊急一時預かり先も、出来るだけ早いうちに利用を開始し、子供も親も慣れておく必要があります。

いざという時の為に、親が子どもの為にしてあげ

「横浜重心グループ連絡会～パザパネット～」の「あんしんノート」の写真を拝借させていただきました。

写真のようにクリアファイルに入れてファイルフォルダーで保管すると便利です。

健康保険証や障害者手帳、受給者証のコピーなどを入れておくのもいいでしょう。



られる最低限の努力として、この「あんしんノート」が活用されることを期待しています。

※ご使用に関しては、必要と思われるところだけを使ってください。また、必要に応じて書式の変更や追加を行ってください。かわさき障がい者権利擁護センターの標準書式とするものではありません。「総務・企画部会」からの検討結果による提案資料とさせていただきます。

*作成に当たり、資料の提供、引用の許可を快く協力頂いた「三人会」と「横浜重心グループ連絡会～パザパネット～」のみなさまに心より感謝申し上げます。

また、内容についてご検討下さった「こぶし園保護者会」の皆様、ご協力感謝申し上げます。



【あんしんノート普及活動】

平成 24 年度福祉大会や研修会において 130 冊領布しました。その後は必要に応じて領布しています。

障害特性によって書く内容も異なることから、各団体で普及させていくことになりました。

地福協の会員から書き方を教えて欲しいとの意見があり、平成 24 年 9 月 13 日に「第 1 回あんしんノート書き方講習会」を地福協として開催しました。その後、3 ヶ月に 1 度開催し、「川崎市育成会手をむすぶ親の会」となった今も続けています。また、通所施設などで出張講習会を開催することもあります。

講習会では、エコマップや基本情報の書き方、一日の流れ、ノートの使い方などを中心に説明しています。

あんしんノートを書くことにより、子どもの将来



平成 28 年 11 月 28 日の様子

を考えることにつながっていけばいいと考えています。集まって話することで新しい気付きにもつながっていくと思います。

第2項

『たかつコミュニティフレンド』事業について（詳細は別冊）

1. 「コミュニティフレンド」って何だろう？

障害のある人達の後見制度がうまく進まない中、NPO法人PACガーディアンズ（千葉県船橋市）が制度を使わずにできる支援を模索し、「コミュニティフレンド」という新しい試みを実施しているとの話を伺い、平成24年12月6日、地域福祉施設「ちどり」において実際にどのような活動をしているのか、同法人の副理事長（当時、現・理事長）で筑波大学大学院人間総合科学研究科講師の名川 勝氏と理事の松本 智子氏をお招きして研修会を行いました。

その研修会で、「コミュニティフレンド」は支援者という立場ではなく、「友達」という立場で障害のある人のそばにいてくれる人ということを知り、そ

ういう人をたくさん作れたらよいなと思い、私達なりの活動を始めることにしました。

まず、どなたかアドバイスをいただける方がいると思いついたから、県立高津養護学校総括教諭でいらした今泉 修一氏に、コーディネーターをお願いし、参加していただくことになりました。そして、『たかつコミュニティフレンド』と、名前を決定。原則、第4土曜日の午後1時～3時で開催していくことになりました。

記念すべき第1回目はお茶を飲みながらおしゃべりできたらと、地域福祉施設「ちどり」の会議室を借りての開催となりました。

第4章 今後に向けて

第1節 親亡き後も安心して地域で生きるために・寄稿文

「法人に寄せて」

前理事長 並木 隆

平成19年に親亡き後を含め障害を持った者の一生涯にわたる権利擁護を行うために、成年後見制度の利用普及をはかる目標を掲げて法人の設立に向け取り組みました。

先ず、法人の呼び掛ける団体を、川崎市内の五つの親の会とし、法人を支える支援・相談を適切に行っていただく個人の専門家などについては、川崎市議会議員の飯塚先生を中心に、設立メンバー全員が法人の趣旨にあった方々に交渉を行っていただき、組織の陣容を整えることとしました。

次に、法人設立の趣旨の作成、定款の作成など、神奈川県県民部共同推進課NPO法人班に提出する素案を設立総会までにまとめました。更に、資金がなければ運営の厳しさが予測されることから、「小川典子ピアノコンサート」を計画し、立ち上がり資金の調達のため川崎市民ミュージアムで行いました。提出した法人認証書を県より受領し、すぐに、横浜地方法務局川崎支局に届け出し、平成21年4月6日に特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターが正式に発足しました。

その後は、成年後見制度の実績づくりに取り組み、少ない件数を行う一方、会員などに対して研修会や

勉強会を繰り返し行い、同様に相談窓口を作り会員さんからの困りごとの問題解決に取り組みました。また、2回にわたり会員へのアンケート調査も実施し、会員のニーズの把握にも取り組んで参りました。

今後の法人に対して臨むことは、組織の基盤整備として、これまで取り組んできたことですが、財政の確立を早急に行うこと、利用者に即向き合える人材の配置を行うこと、また、現行役員が複数の団体役職を兼務しており、意思の疎通と行動をタイムリーに行うことができない状況を改善する必要があります。

無理は禁物ですが、無理でも後見受任件数を増やすこと、それには、賛助会員を増やしボランティアとしての協力と賛助会費を増やす協力者になっていただき、法人の輪を広げていくことです。繰り返し、財政基盤の確立と人材を確保することが利用者にとって期待していただけると信じて取り組むことです。

期待しています。



知的障害者親の会として～今後に期待すること～

川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長 結城 真知子

当会は、「障害があっても、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざして、日々活動しています。また、会員の皆様から意見や要望を伺い、川崎市に要望書を提出して、障害者の方々が、安心して幸せに暮らせる社会に一歩でも近づけるように思いを届けています。

しかしながら、私たち親の会の願いもむなしく、「津久井やまゆり園」の凄惨な事件が起きました。この事件では、被害にあわれた方だけでなく、多くの障害のある方やその家族、福祉関係者が不安に陥り、心に深い傷を負いました。このような悲しい事件が二度と起こらないように、障害のある人、一人ひとりの命の重さに思いを馳せ、『みんなちがってみんないい』という個性を尊重しあえる共生社会の実現を障害者団体と手をつなぎ、今まで以上

に努力をして行かなければと強く思いました。

また、4月より「障害者差別解消法」が施行されました。この法律が多くの方に周知されて、川崎の街のすみずみに定着し、親亡き後も安心して暮らせるように啓発活動をしていくことが、必要だと思っています。親の会会員の高齢化が進んでいる今、貴法人には、親亡き後も安心して暮らせるような仕組みを作っていただき、見守り体制や障害者の権利を守ってくれ、その上、身上監護もしてくれる、法人になっていただきたいと期待しております。障害者親の会が集まって構成されているので、心強くもあります。

最後になりましたが、かわさき障がい者権利擁護センター設立10周年、おめでとうございます。今後の益々のご活躍を祈念いたします。

「川崎の現状とサポート体制」 親の思い

川崎の現状は、と言われ、さて？と悩んでしまう。全体像を一言では言い表せない。個々にうまく体制のできている人。まあ、仕方ないかと思っている人、親子ともに不完全燃焼で困惑の真っただ中の人、いろいろな情報も入らずにいる人、と多様なのではと思うし、満足ですと言える人は少ないようと思える。

誰もが安心して暮らせるような社会であって欲しいし、障害を負った子と親、兄弟等の思いをしっかり受け止めて、人生を支え、地域での生活を支えていただけるのか。

システムとして、本人の気持ち、願いをしっかり受け止めてもらえる。相談支援事業、成年後見制度。

後見人制度を利用して 今思うこと

娘は、重心施設に入所をしています。制度が変わることで契約には後見人が必要となりました。

それで裁判所に施設でまとめて後見人の手続きをしたいのでと大胆にもお願いをしました。

まず家族会の役員と施設の代表者と面談をしました。裁判所の方に障害者、特に重症心身障害者をわかっていただくためです。施設に裁判所の方が見学に来てください、家族に後見人の勉強会を開いて下さいました。後見にかかる面談なども施設に来ていただきました。本来は施設が係われませんが場所の提供などのサポートをして頂きました。

審判のみ家庭裁判所に出向き審判が下りました。後見人には父親と弟になりました 兄弟に後見人

川崎市自閉症協会 志岐 チエ子

直接、生活を支援してくれるヘルパー制度等が、より個々の生活に見合った支援ができるように検討され、これなら安心！という実態になることが不可欠と思う。

どれも一つ一つが十分希望する人の意に沿えるように、量、質ともに充実することが大切。

親の会として、親としての責務と思う。子の年齢が上がるということは、当然親の年齢も上がること。

彼らや彼女たちの、この先の暮らしが安心、安定したものになるか、みんなで考え、声を出し、親としての安心のためにも、できることから力を出し合いたい。

川崎市重症心身障害児（者）を守る会 谷口 久美

を引き受けてもらうことを本来はしたくないと考えていました。しかし複数後見がよいと考えた時に他の方法が見つからず、兄弟に相談しましたところ兄弟は快く承諾してくれました。近くに住む弟が何とか便利かと思い弟に引き受けてもらいました。

入所をしているので、ある程度は施設に任せることもありますが、個別支援計画などの面談には、後見人として父親が出るようになりました。母親とは違う目を向けてくれるのでよい面談が出来ます。弟も月に一度は面会に来るよう心がけています。

今感じていることは、後見人に娘のことをどのように伝えて書き残しておくかです。

母親として気が付くことを、安心ノートを利用しながら、書いています。そして娘の生い立ちを一覧表にして兄弟のことも載せています。かかわりが分かりやすいと感じてです。

また、いつか来るであろう、辛い決心をしなけれ

ばならない時を考えて、親の気持ちを書き残しておくことが、兄弟に対しての親の責任を感じています。なかなか書くことが難しいですが。

親亡き後について考えるきっかけが出来、後見制度を利用して良かったと思っています。

NPO法人かわさき障害者権利擁護センターへの思い

理事（木下・大石法律事務所 弁護士）大石 剛一郎

1. 成年後見制度は本当に権利擁護のための制度なのかどうか。私は実は、このことについては、少なからず疑問を持っている。どう取りつくろってみても、成年後見制度は、本人のことを本人以外の人が決めてしまうことになる制度であり、自己決定を制限する制度という側面を否定することはできない、と思うからである。
2. しかしながら、年金を勝手につかわれる、消費者被害に遭い続ける、虐待・権利侵害のような生活状態から抜け出せない、適切な福祉サービスを確保できず不安定な状態になっている、などといった危険・不都合から本人を守るために、成年後見制度を利用するすることが有効なケースは確実にある。このことも否定しがたい。その意味では、成年後見制度が本人の権利擁護に資するケースもあることは事実である。そのような危険・不都合に対する予防装置としてうまく利用できるのであれば、成年後見制度を活用する意義は確実にあるだろう。問題は、そのようにうまく利用・活用できるか、にかかっている。
3. NPO法人かわさき障害者権利擁護センターは、地域で生きるための権利擁護活動を広く行おうとする団体であり、成年後見制度利用普及のための団体ではない。成年後見制度には、冒頭に述べたような自己決定制限の要素（権利擁護に反する要素）もあるので、そのことに十分に注意する必要がある。

4. しかし、逆にそのような要素をふまえつつ、成年後見制度をどのように活用すべきか・活用できるか（あるいは、利用しないで権利擁護を実現する方法はないのか）という入口から入って行って、自己決定制限の危険のことを十分に慮りながら、権利擁護のことを現実的・具体的に考えていく、というアプローチは「有り」だと思う。そして、身体・精神・知的障害等の障害のある人の家族団体が結集したNPO法人かわさき障害者権利擁護センターは、そのようなアプローチに非常に適している、と思っている。



何故なら、障害のある人の家族は、本人の地域生活における多様なニーズや危険を目の当たりにし、肌でそれを感じている一方で、本人の自己決定を制限しやすい微妙な立場に常に立っている、という要素を多かれ少なかれ持っている「当事者」だからである。そのような「当事者」の立場に立っている人たちが集まって、それぞれの多様な知恵と経験を出し合って、（自己決定を制限する要素をはらむ）成年後見制度の利用・活用（あるいは利用しない道を模索する）という視点から、本人の権利擁護を考えていく、ということは、非常に有意義だと思う。そして、そのような活動に参加・協力させていただけることは、とてもありがたいことだと思っている。

「サポート体制の構築に向けて」～専門家として、ダウン症児の親として

司法書士 神谷 直

司法書士として、相続に関する仕事を専門としてしていると、一定の頻度で相続人に障がい者が含まれるケースに遭遇する。仕事として係わる場合には、第三者的立場で係わることになる。しかし、一方で、ダウン症児の父親であることから、その場

専門家としてのサポート

「親亡きあとの問題」に対しては、どのような対策がそれぞれの家族に合うのかは、家族ごとの事情をよく汲んで判断する必要がある。

遺言、成年後見、家族信託、保険（生命保険、損害保険）といった諸制度がどのように関連しているのかの整理が必要である。

相続手続きを円滑に進める対策が必要なのか、残された遺産の長期にわたる安定的な利用が必要なのか、家族の中で家産となる不動産等を上手に使い障がいがあるわが子を守ってゆきたいのか等々、家族

当事者としてのサポート

「親亡きあとの問題」について、当事者である親の心配事というと、日常生活のサポートが高い割合を示す。

日々、わが子を見守っている人がいる環境で、楽しみを見つけたり、働いたり、安定した衣食住を享受してほしいと願うのは通常のことであろう。

この当事者としてのサポートとなると、親の会の情報交換や連携が主として必要になるが、更に地域

合には当事者家族の立場ということになる。この2つの立場を上手に活用して、何か地域で貢献できないうか。私が、当法人「かわけん」に係わろうとしたきっかけは、ここにある。

ごとに事情が違う。

この悩みに適切な制度を説明・提案・組成するには専門家の助けが必要となると思われるが、その専門家も常に当事者のニーズに接する位置にいないときめ細かな判断が難しいだろう。

その点、親の会を母体とする「かわけん」であれば、当事者的な立場のメンバーと専門家との協議を通して、よりニーズに合ったサポートを構築できるというメリットがある。

社会に積極的に出て行くことも重要である。

障がい者は一方的に支援を受けるばかりの存在ではなく、何がしかの役割を担えるはずである。

つまり、より支援を要する人の役にたつことも十分ある。

当法人の理事長の明石さんが言うように、「知ってもらう。違いをわかってもらう」ことも当法人の大きなテーマだと考える。

第5章 津久井やまゆり園事件から考える

第1節 真の「共生社会」になるには：「津久井やまゆり園殺傷事件」から考えること

平成28年7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園において、元職員が、「障害者はいなくなればいい」との信じられない理由で、19人を刃物で殺害（負傷者は27人）の前代未聞の痛ましいニュースには、背筋が凍りました。亡くなられた方々のご冥福と、ご家族の皆様にお悔やみを、また怪我をされた方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

「障害者は不幸を作るだけ、平和のために抹殺を」との負のメッセージを社会に投げたこの事件に、障害の子を持つ親として、深い悲しみと共にどこにぶつければいいかわからない強い怒りを、今なお強く感じています。この事件が与えたショックは大きく、我が子を含め障害当事者や関係者に心の傷が深く残らないことを願っております。

入所者は強度行動障害の自閉症の方もいらしたようで、事件後、新聞各社より電話取材を受け、8月3日には、理事長をしている「NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター」（構成団体は育成会、自閉症協会、肢体不自由児者父母の会、重心を守る会）では、この事件を傍観できず意見表明をしました。

川崎市役所で行った記者会見の記事が、朝日、読売、毎日、神奈川、東京新聞の5社に載りました（東京新聞記事を右に掲載）。容疑者は、障がいのある人の命や尊厳、存在さえも否定する供述をしていると伝えられています。

自分と違うことで排除し差別すること、ましてや存在を否定することは、決して許されません。容疑者の、社会に向けた誤った価値観や認識のメッセージで、さらなる偏見や差別が助長されないか心配しています。

特に、障害のある人に向けられている「間違った認識、価値観」が浮き上がり増幅して、共感する人や模倣犯が出てこないか危惧します。

なぜそのような考えになったか、なぜ犯行に歯止めがきかなかったか、しっかりした検証を願い、再発することが無いよう願っています。

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され「不当な差別的取り扱い」に加え、「合理的配慮の不提供は差別」となりましたが、意思決定支援も合理的配慮も、障がいのある人の尊厳や生命が守られてこそその支援です。

障害の人権の尊重なくしては意味をなさないでしょう。「心のバリア」すなわち障害に対する差別や偏見、同情、憐れみの解消が先決です。

今回の容疑者の犯行を正当化している優生思想（役に立たない障害者は生きる価値がない等）が心

理事長 明石洋子



の内にあっては、合理的配慮や意思決定支援を論じる土俵に上がれないでしょう。

よく「親亡き後」と言われますが、親が元気なうちに、我が子が「自分らしく生きる」ために、どのような支援や制度が地域の中にあれば安心か、支援や制度の必要性を国や自治体に親の会など通じて提言してきました。しかし法律、例えば「差別解消法」などの法律を根拠に権利を主張しても、地域の人が納得して共感してくれなければ、「絵に描いた餅」になります。権利擁護のためには、地域の人々の「障

がいとは何か?」(今は「社会的障壁」が障害と言わ
れている)を含め、正しい知識とその理解が不可欠
となります。そのためには私は我が子の子育てで学
んだ「障害は不便ではあるが不幸でない」こと等を
伝えていくしかありません。

不便は「合理的配慮」などがあれば解決します。
親として身近な隣人からはじまり、今は親の会の皆
様と川崎市ノーマライゼーションプランの「障がい
のある人もない人も共に生きる川崎の街に」の実現
に向けて日々啓発に努めていますが、この事件のそ
の後を見聞きすると、まだまだ意識のバリアが高い
ことを痛感しています。「地域に生きる」ためには、
権利と共感が両輪になるでしょう。人格と個性を尊
重して共に生きるインクルーシブな社会(共生社会)
の実現を目指すには、お互いに歩み寄り、相手をよ

く知り、理解することが大切です。

再発防止のためには、厳重な施錠や外部と接触を
なくすなど社会から隔離するのではなく、共生を進
めて「心のバリアフリー」の実現を優先して欲しい
と考えます。親としては我が子と共に地域に生きて、
出会い、ふれあい、隣人から啓発するしかありません。

幼児期から障害がある人もない人も共に生きて、
皆が「違いを認めて、違いを楽しむ」大人になって
ほしいものです。

この「NPOかわさき障がい者権利擁護センター」
の活動がますます重要になってきます。人権擁護の
啓発活動を共に推進ていきましょう。皆様のご協
力とご支援を願ってやみません。

神奈川県立津久井やまゆり園での事件について（声明文）

平成28年7月26日未明に、神奈川県「津久井やまゆり園」において、抵抗できない障害のある人に、次々と襲いかかり死傷させる残忍な行為により、19人が命を奪われ、26人が負傷するという痛ましい事件が起きました。どんな主義主張等いかなる理由があったとしても、無抵抗で就寝中の人たちを殺害目的で行った行為は決して許すことはできません。

被害に遭われ亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、ご家族の皆様にはお悔やみ申し上げます。また、怪我をされ治療に当たられている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げ、心の傷が深く残らないことを祈っております。

容疑者は、障害のある人の命や尊厳、存在さえも否定する供述をしていると伝えられています。私たち障害のある当事者家族及び支援者は、深い悲しみと共に、どこにぶつければいいかわからない強い怒りを感じております。さらにこの事件のマスコミ報道や、インターネットの書き込みなど読みますと、障害に対する誤った価値観や認識でさらなる偏見や差別が助長されないかと不安がひろがります。

私たちは障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重してともに生きる、インクルーシブな社会(共生社会)を目指して活動しています。お互いに相手をよく知り理解することが大切で、自分と違うことで排除し差別すること、ましてや今回の事件のように存在を否定することは、決して許されることです。今回なぜ、このような事件が起きてしまったのか、事件の背景や真相が徹底的に究明されて、二度とこのような事件が起きないように、障がいのある人の権利・生活を守る社会的な取り組みが必要と考えます。

地域で安心して暮らせるよう、川崎市民として「かわさきノーマライゼーションプラン」の実現のために共に活動することを呼び掛けます。障害のある当事者と家族のみなさんには、冷静さを失うことなく、普段通りの生活を送られることを願います。関係者のみなさまには、障害のある人とその家族の気持ちに寄り沿い、個々に応じた支援・援助を行なって下さるようお願い申し上げます。障害に対する誤った認識や差別が助長されないよう、各機関には正しい理解と慎重な対応を求めます。

平成28年8月3日
特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター
理事長 明石洋子

第2節 「津久井やまゆり事件」と権利擁護

NPO かわさき障がい者権利擁護センター理事
東洋英和女学院大学 石渡 和実

2016年7月26日(火)2時頃、相模原市にある津久井やまゆり園で、入所者19人が命を奪われ、職員3人を含む27名が負傷するという事件が起った。2001年に大阪府で起きた池田小事件の死者8名をはるかに上回る戦後最大の被害である。

神奈川県は9月21日に第三者検証委員会を設置し、なぜ事件を防げなかったのかという経緯を明らかにし、今後の再発防止策を検討し、10月25日に報告書が出された。筆者はこの委員長を務めたが、その立場でありながら報告書の内容に納得できないものを感じている。確かに、このような議論が優先されはするが、この事件が提起した本質的な課題についての検討こそが関係者に求められる。以下で、5点について検討したい。

やまゆり事件に関して、しばしば指摘されるのが「当事者不在」である。家族の強い希望もあり、被

第2に、「優生思想の克服」という問題である。容疑者の手紙にある「障害者は不幸を作ることしかできません」といった文面は、ヒトラーに代表される優生思想を思い起こさせた。「否定される命」と言われた障害者観をいかにしてくつかえすか、1981年の国際障害者年以降の取組がまさに無に帰した思いである。障害者の人権、その大前提である「生きる権利」が否定されてしまった。人権教育、市民の意識

第4に、「被害者の心のケア」を挙げたい。池田小事件の後、犯罪被害者等基本法が成立した。被害者の「痛み」を社会がいかに共有し、そのケアのためにどう動くべきか。精神科医や心理職などの専門家にゆだねるだけでなく、同じ市民としての「共感」が求められている。しかし、やまゆりの事件は市民

第5に、「マスコミ報道の在り方」である。今回、匿名報道は大きな問題となったが、その前提に「二次被害」などがある。犯罪被害者の心の傷を、さらに広げてしまうような取材方法は以前から大きな問題となっている。

以上、指摘してきた視点は、「津久井やまゆり事件」に特有な課題ではない。この事件は、障害者の権利

害者の氏名は明らかにされず

「匿名報道」が貴かれた。「顔が見えない」今まで、真に悲しむことも被害者を悼むこともできなかつたと言われる。これは「建て替え」の議論でも同様である。神奈川県は早々と9月23日に、同じ敷地に同規模の新しい施設を建て替え、2020年の完成をめざすと発表した。工事費は60~80億円と見積もられ、家族や運営法人の意向を尊重した結果だという。しかし、入所者の意思是確認しておらず、いかに障害が重くとも「意思決定支援を」という今の流れに反する。地域移行をめざす障害者福祉の基盤とも矛盾し、「当事者主体の地域生活支援」を第1の課題として強調しておきたい。



啓発の在り方などが問われている。

第3に、「福祉人材の育成と待遇」である。容疑者が決して「特異な思想」の持ち主ではない。ヘイトクライムなどが横行する国際的な流れの中でこの事件を捉えるべきだ、との指摘は多い。そして、容疑者が元職員であったことから、現状に不満を抱いていたのではないかという待遇面、前提にある人材育成などが改めて問題視されることになった。

の間ではもう忘れされている、との指摘もある。障害者問題は「他人事」、「私とは関係ない」ということであろうか。市民の意識も含めて、「痛みの共有」や「ケアの在り方」を考えるべきではないか。また、「やまゆりの職員も被害者である」ということも忘れてはならない。

擁護に関わる課題の深刻さを浮き彫りにした。また、障害分野に限らない、排他主義が広まる今の社会の根幹に関わる問題である。だからこそ、権利擁護の視点を基盤に、まずは福祉領域が総力を挙げて、人権教育や人材育成などの課題に真摯に取り組むことが求められている。

「かわけん」の存在意義

「設立準備会」から10年が経とうとしていますが、知名度はまだ低いと思っています。

今回「記念誌」を発行することで、これまでの活動記録を知って頂くことは良い機会を頂いたと思いますので、多くの方に目を通して貰えることを願っています。

また、この場をお借りして、これまでご協力を頂いております専門家の皆様には心から御礼申し上げたいと思います。

当法人は「親の会」の集合体だけでなく、専門家（学識者）も集合した障がい者の権利擁護組織で、障がいがある故の差別や、困り事を独りで抱え込まない、地域で安心して過ごすために「親の会」と

「専門職」が手をつないだ障がい者の権利を守る組織です。

各「親の会」がそれぞれ活動するだけでなく協力し合って障がい者の権利擁護を進めるのは大変貴重な存在だと思います。

現在は「成年後見制度」の実践を通して障がい者の権利擁護を進めていますが、「たかつコミュニティフレンド」の取り組みも地道に地域で根付かせていく活動も進めています。

それぞれの「親の会」の活動が基本にあることは言うまでもありませんが、「かわけん」の存在意義はプラスアルファとして機能していくことではないかと思っています。

寛容性のある社会づくりを目指して

唐突な話ですが、私は中学校で習った？（いつだったか覚えていませんが）日本に四季がある理由は「地球が傾いているから」と言われた時はよく理解できませんでした。

それは今でも実感として持つことができていませんが…。

太陽からの距離の傾きだけで気温が大きく変わるとすれば、「生命」が存在できる太陽からの距離のぎりぎりの所に地球が存在するということになります。（実際は太陽からの距離ではなく、太陽の高さや日照時間の変化によって、季節が生じる。らしいです）

しかも地球の傾きが安定しているのは“月”的お蔭だというのです。月の引力がなければ傾きは不安定になり、ふらついてしまうのだそうです。詳しいことは知りませんが、地球に「生命」が存在できることはいくつもの“奇跡”の上に成り立っているということです。

今こうして私たちが生きているのは当たり前のようを感じますが、“微妙なバランス”で「生命」が保たれているということではないかと思います。

そんな“微妙なバランス”の中で地球上に多種多様な生物が発生しました。

人類はその頂点にいますが、“微妙なバランス”にいること、多様性を尊重することをしばしば忘れているのではないかと思います。

お互いを尊重することは無理に仲良くするということではなく、距離の取り方だったり、皆が共感できる方法を探し出す努力が大切で、相手を排除することではないと思います。

英国の EU 離脱やトランプ政権の誕生で「グロー

バリズム」から「保護主義」の流れが台頭してきていますが、必要なのは寛容性のある社会だと思います。

2017年3月23日に放送された「奇跡体験！アンビリバボー」で、14歳で亡くなった筋ジストロフィーの中山卓也君が言葉として残した内容を紹介させて頂きます。

「手が動く、足が動く、目が見える、耳が聞こえる、自分の頭で考えることができる。当たり前なんかじゃないよね。奇跡だよね。
自転車に乗ったり、かけっこしたり、ピアノが弾けたり、それができるなんてすごいことだよね。
でも、みんな当たり前だと思っているよ。当たり前だと思うから、欲張りになっちゃうんだ。すごいことだよね。」

「はばたき」

**特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター
設立準備会発足 10周年記念誌**

2017年3月 発行

編集 特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター
理事長 明石 洋子

〒210-0844 神奈川県川崎市川崎区渡田新町 2-2-20-504
TEL : 080-1106-3548

制作 株式会社 コンポーズ・ユニ
〒108-0073 東京都港区三田 1-10-3
TEL : 03-3456-1541
FAX : 03-3798-3303



特定非営利活動法人
かわさき障がい者権利擁護センター

設立準備会発足 10周年記念誌